

魚沼市いのちを支える自殺対策計画



平成 31 年 3 月
魚 沼 市

はじめに

平成18年に制定された自殺対策基本法において、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」と明記されました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっている状況であり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。そうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県と市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市は合併以前から、地域の医療機関と連携し、精神保健福祉の向上に積極的に取り組んでおりましたが、自殺で亡くなる方がなかなか減少しない状況にありました。そこで、平成21年に保健、医療及び福祉関係機関を構成員とする自殺対策会議を設置し、地域全体で自殺対策の方向性に共通認識を持ちながら、人材育成、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、心身の不調者に対する個別支援等、様々な取組を推進してまいりました。しかし、近年の人口10万人あたりの自殺死亡率の比較をみると、本市は県内ワースト上位を推移し、毎年15人前後の方が自殺で亡くなっており、自殺対策は喫緊の課題であるといえます。

それらをふまえ、これまでの取組を発展させる形で自殺対策を推進するため、「魚沼市いのちを支える自殺対策計画」を策定いたしました。自殺はその多くが追い込まれた末の死であると言われていています。誰も自殺に追い込まれることのない、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生涯にわたり安心して暮らすことのできるまちを、市民の皆様とともに築いてまいりたいと思います。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケートや座談会において貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました、魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議、並びに魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会の各委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成31年3月

魚沼市長 佐藤 雅一

目次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の数値目標	2
5	計画策定に伴う体制等について	2
第2章	魚沼市の自殺の現状	4
1	自殺者数と自殺死亡率の推移	5
2	性別、年代別自殺者数	5
3	同居人の有無	6
4	職業の有無	7
5	原因、動機の状況	8
6	自殺未遂歴の有無	9
7	支援関係機関との関わり	9
8	「魚沼市民の自殺に関する意識調査」の結果から	10
9	「介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査」の結果から	12
10	「高齢者との座談会」の結果から	13
11	自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル」が示す魚沼市の主な自殺の特徴	14
第3章	魚沼市の自殺対策におけるこれまでの取組	15
1	地域におけるネットワークの強化	15
2	自殺対策を支える人材の育成	16
3	市民への啓発と相談先の周知	16
4	自殺のハイリスク者への支援	17
第4章	魚沼市の自殺対策の課題	18
1	現状からみえた課題	18
2	取組からみえた課題	19

第5章 魚沼市の自殺対策の基本方針と施策	20
1 国の自殺対策の基本方針	20
2 魚沼市の自殺対策の基本理念	22
3 自殺対策における施策体系	23
4 重点施策	24
重点施策1 高齢者の自殺対策の推進	24
重点施策2 中高年男性の自殺対策の推進	27
5 基本施策	30
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	30
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	32
基本施策3 市民への啓発と相談先の周知	33
基本施策4 生きることの促進要因の強化	35
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	38
6 関連の「生きる支援」施策	39
 第6章 自殺対策の推進体制	 43
 資料編	 44

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

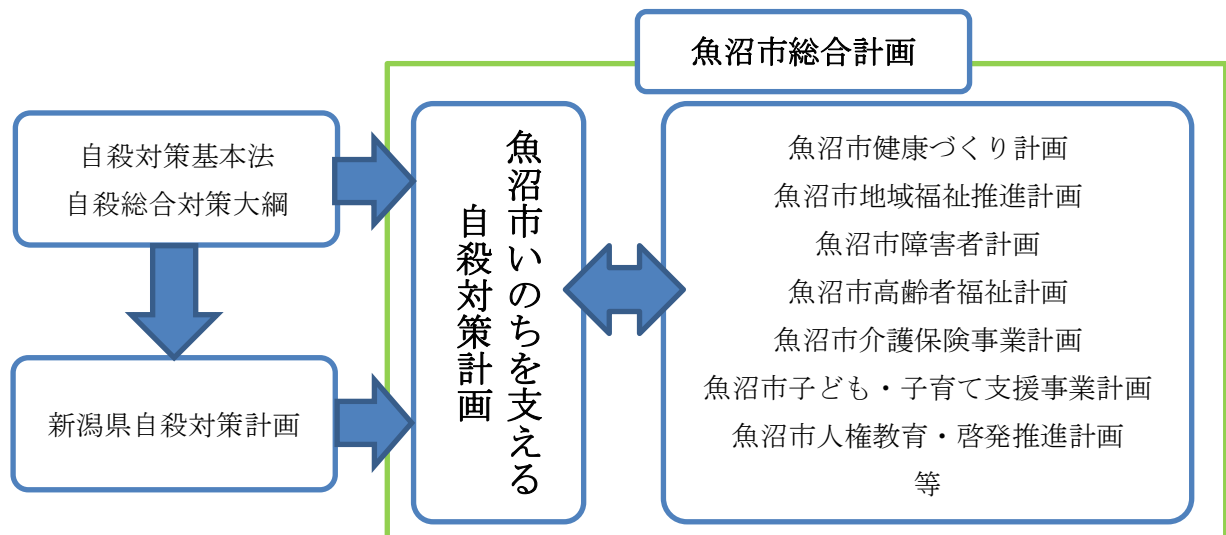
本市では、平成19年に自殺死亡率が県内市ワースト1位となったことから、重点的に自殺対策に取り組んできました。自殺対策を効果的に推進するため、平成21年に保健、医療及び福祉関係機関を構成員とする自殺対策会議を設置しました。また、平成27年1月には「魚沼市自殺防止対策のための基本指針」を策定し、地域全体で自殺対策の方向性について共通認識を持ち、様々な対策を推進してきましたが、依然として自殺で亡くなる方が減らない状況にあります。

この度、平成28年に改正された自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」を策定することが定められました。自殺はひとつの要因だけでなく様々な問題がからみ合い、追い込まれた末に起こる死である場合が多く、様々な関係機関が連携し問題を解決していくことが重要です。本市においても、これまでの取組を発展させる形で全庁が一丸となり、地域の関係機関と協働及び連携して自殺対策を推進するため、「魚沼市いのちを支える自殺対策計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

最上位計画「魚沼市総合計画」を基にし、第二次魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」及び関連する他の計画と整合性を図りながら自殺対策を推進します。



3 計画の期間

本計画は、第二次魚沼市健康づくり計画と整合性を図り、平成31年度から平成37年度までの7年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

国は平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（以下「自殺総合対策大綱」という）」において、平成38年までに自殺死亡率^{*1}（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

こうした方針を踏まえ、本市では、第二次健康づくり計画で掲げた目標を維持し、平成37年までに自殺死亡数を26.4に減少させることを目指します。

(人口動態統計)

	現状値（平成29年）	目標値（平成37年）
自殺死亡率	36.0	26.4*
年間自殺者数	13人	10人未満

* 人口規模が小さく、単年毎で見ると変動が大きいため5年間（平成33年～37年）の平均とする。

5 計画策定に伴う体制等について

(1) 市民参画

① 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会

自殺対策に関わる各団体の代表及び市民（公募）からなり、計画に関する事項について審議しました。

② 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議

学識経験者や関係団体及び市民（公募）からなり、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、計画に反映しました。また、計画策定後は進捗管理を行います。

③ 市民へのアンケート調査、支援関係機関へのアンケート調査、高齢者との座談会

・「市民の自殺に関する意識調査」（平成29年12月実施）

無作為抽出の20歳～79歳の市民1,000人を対象に実施しました。回収率54.3%

・「介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査」（平成29年11月実施）

市内の介護及び高齢者支援関係56事業所を対象に実施しました。回収率80.3%

・高齢者との座談会（平成29年8月～12月実施）

地域の茶の間14会場を訪問し、参加者379人（男性47人、女性332人）に実施しました。

④ パブリックコメントの実施

計画（案）について意見や提言を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表す

るとともに、可能な限り計画に反映しました。

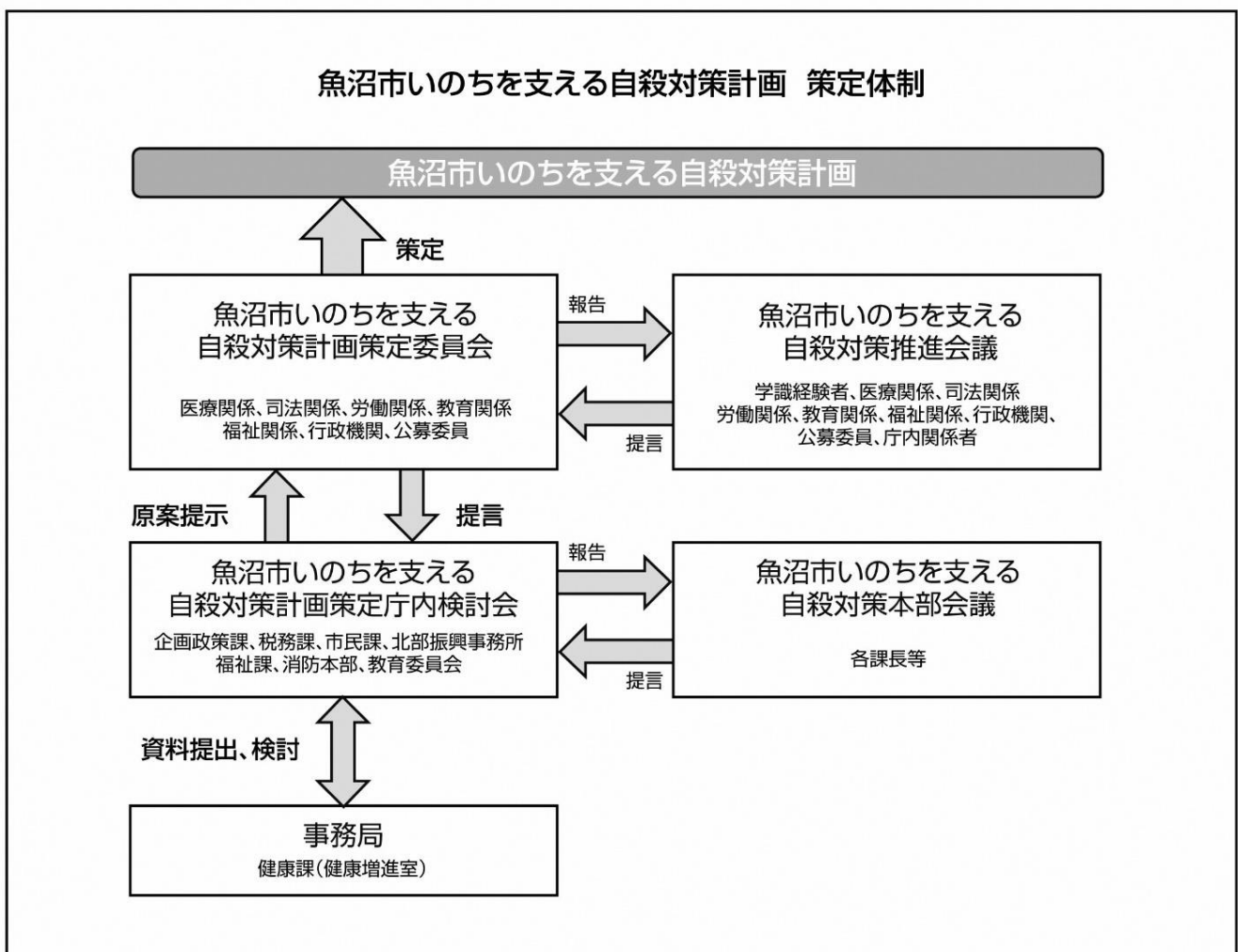
(2) 庁内体制

① 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定庁内検討会

各課が策定する各種計画と整合性を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的に自殺対策を推進するための計画素案づくりを行いました。

② 魚沼市いのちを支える自殺対策本部会議

副市長を本部長として各課長等で構成され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的な自殺対策の取組を推進できるよう、計画策定に関する審議及び総合的な調整を行いました。また、計画策定後は進捗管理を行います。



※1 自殺死亡率

全国、同じ基準で比較検討をすることができるよう、自殺者数を人口10万人の都市におきかえて示した値。魚沼市では、自殺者数が10人未満になると、自殺死亡率は26.4以下となる。

第2章 魚沼市の自殺の現状

自殺の実態の分析にあたって

■ 本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」及び警察庁「自殺統計」の双方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、2つの統計には以下のような違いがあります。

(1) 調査対象者の差異

厚生労働省の人口動態統計は日本における日本人を対象としていますが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人を含む）を対象としています。

(2) 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上しています。

(3) 項目の差異

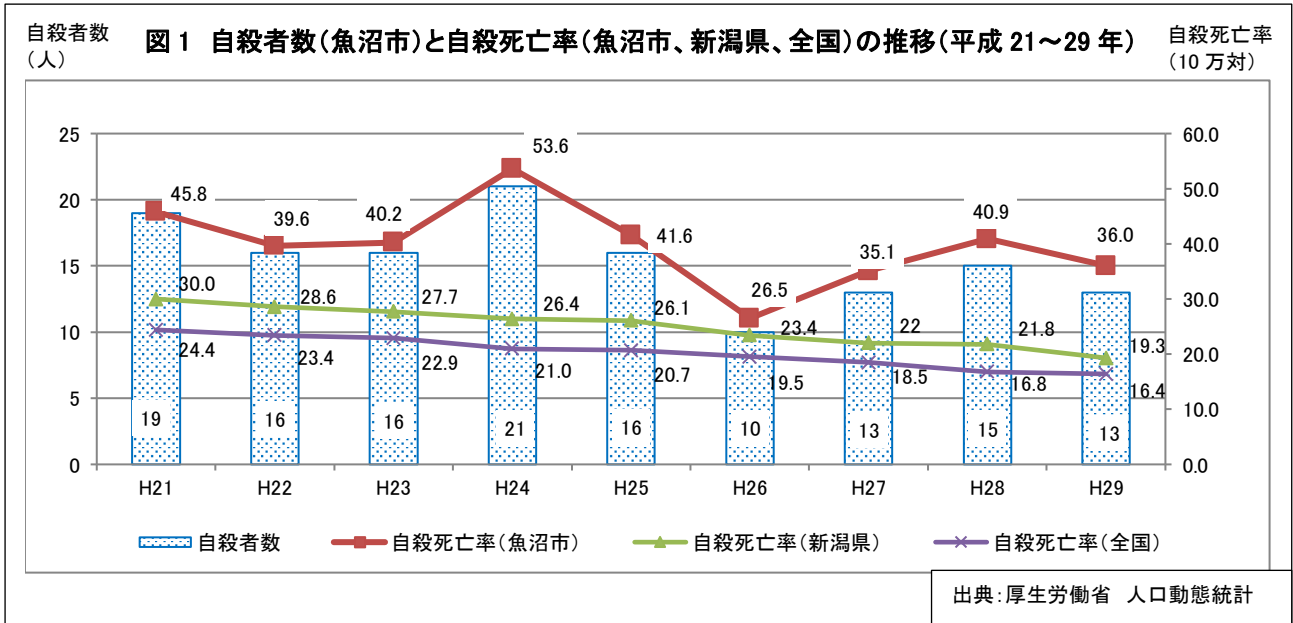
警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

■ 本章で掲載した図1～17は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- ・ 図1 : 厚生労働省「人口動態統計」
- ・ 図2 : 自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」
- ・ 図3～9 : 警察庁「自殺統計原票データ特別集計」
- ・ 図10～11 : 魚沼市「国民健康保険レセプト」「後期高齢者医療レセプト」
「関係者からの聞き取り」
- ・ 図12～15 : 魚沼市「平成29年度 魚沼市民の自殺に関する意識調査」
- ・ 図16 : 魚沼市「平成29年度 介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査」
- ・ 図17 : 魚沼市「高齢者との座談会」

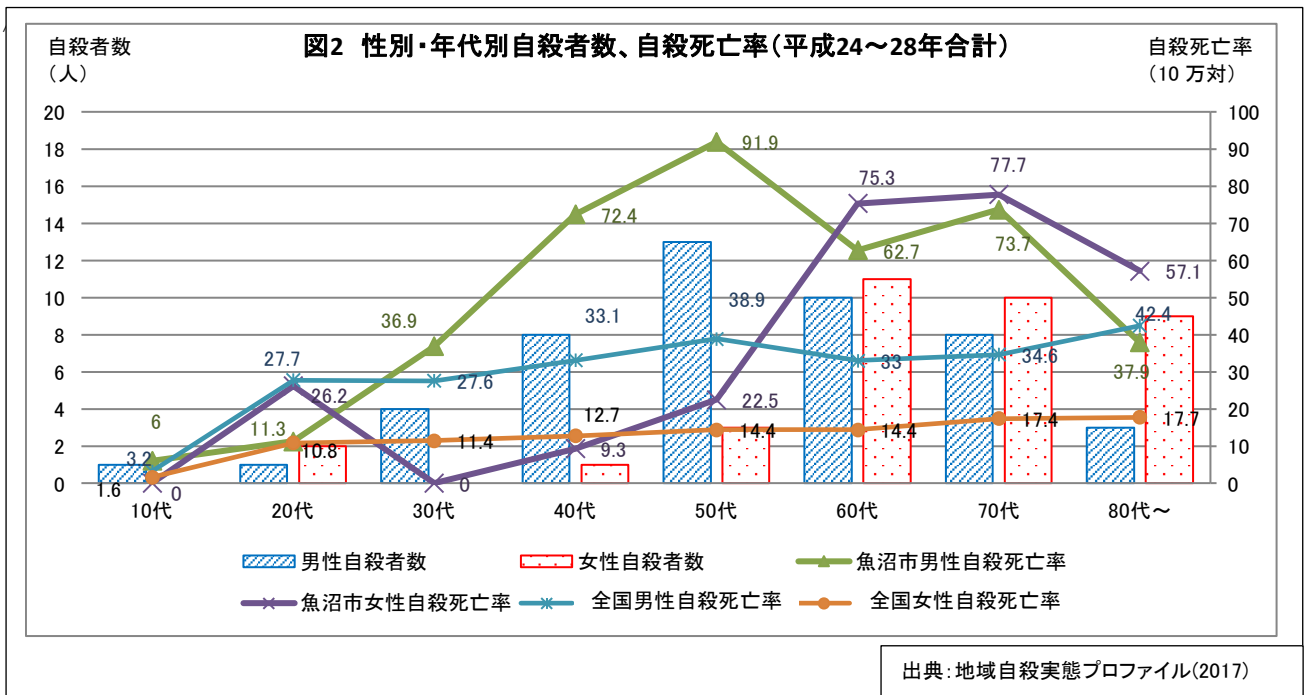
1 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺者数、自殺死亡率ともに年によりばらつきがあるものの、平成21年～29年の状況を見ると概ね横ばいですが、自殺死亡率は新潟県、全国と比較すると高い値で推移しています。

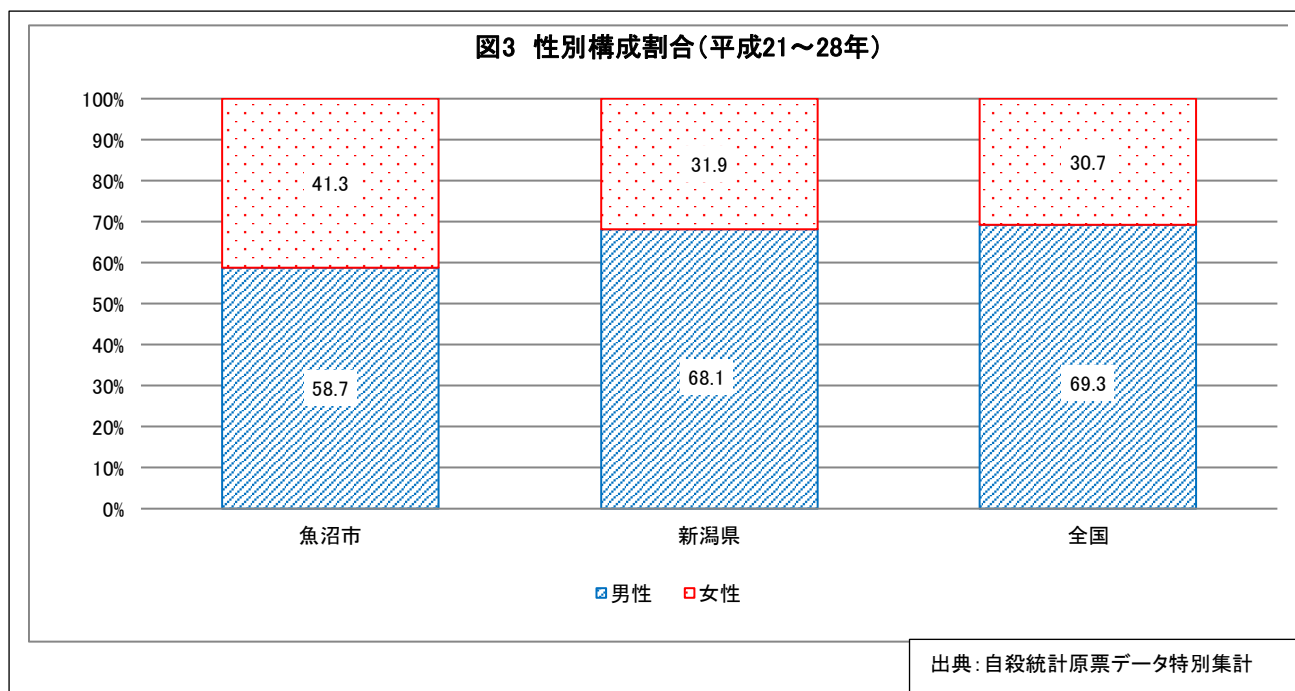


2 性別、年代別自殺者数

平成24年～28年の間に、男性48人、女性36人、合計84人の方が自殺で命を失っています。男性では40～70歳代で自殺者数が多く、自殺死亡率も高くなっています。特に50歳代で自殺者数が多く、自殺死亡率は全国平均と比較し差が大きくなっています。女性では60歳代以上で自殺者数が多く、自殺死亡率も高くなっています。特に60～70歳代の自殺死亡率で全国平均との差が大きくなっています。

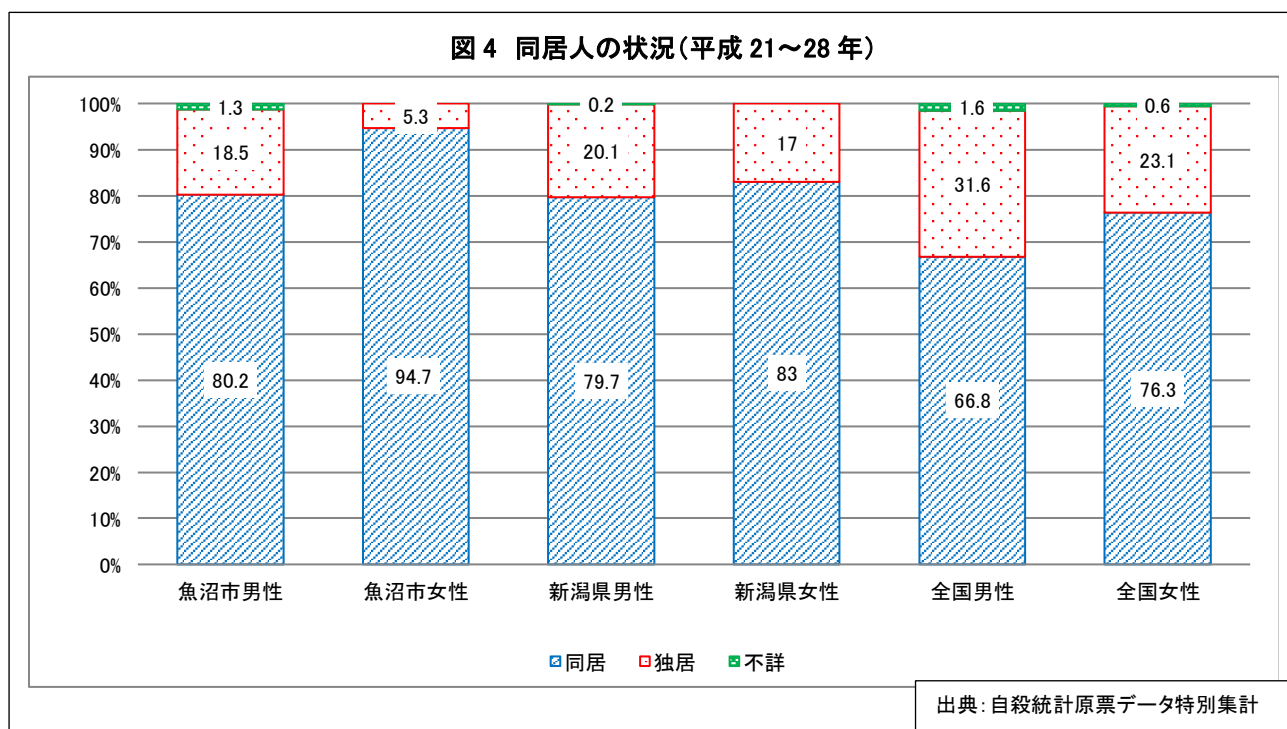


性別構成割合をみると、男性が58.7%、女性が41.3%で男性が多い状況ですが、新潟県、全国との比較では、女性の占める割合が多くなっています。



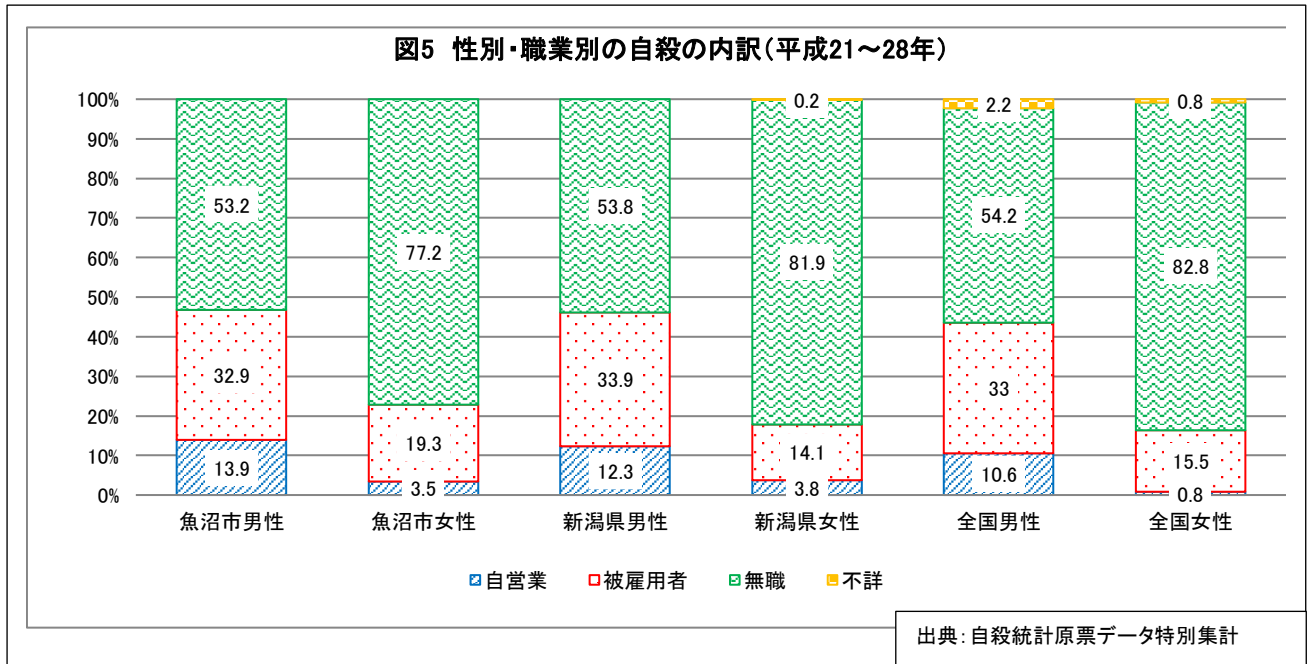
3 同居人の有無

同居人の有無をみると、男性では80.2%、女性では94.7%に同居家族がいます。魚沼市の8割は同居世帯であり、自殺はどこの家庭でも起こり得る問題だといえます。家族等身近な人の不調のサインに気づくことができる市民が増えるような取組を推進する必要があります。

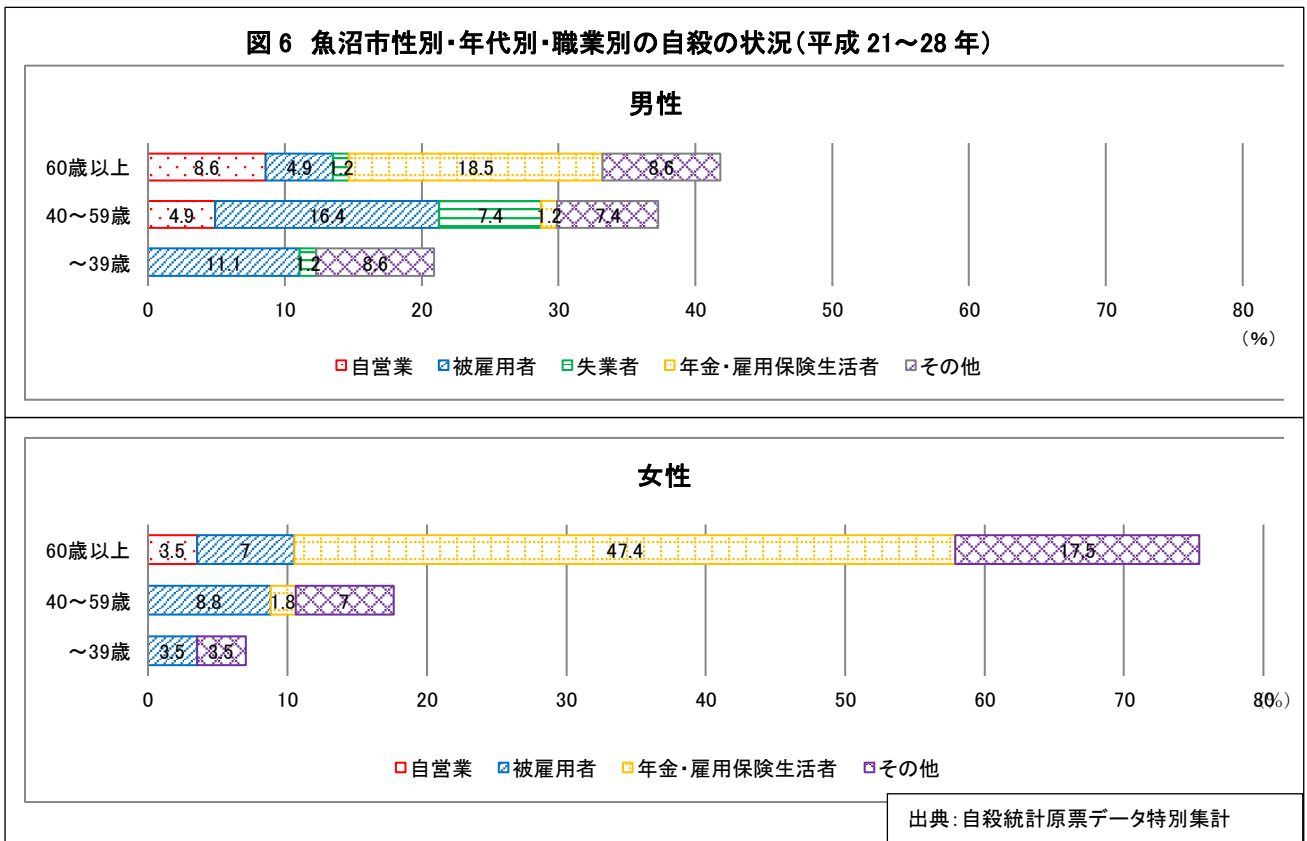


4 職業の有無

職業の有無をみると、男性では有職者（自営業、会社員等）が46.8%で約半数を占めています。
 女性では無職者が多く77.2%を占めています。

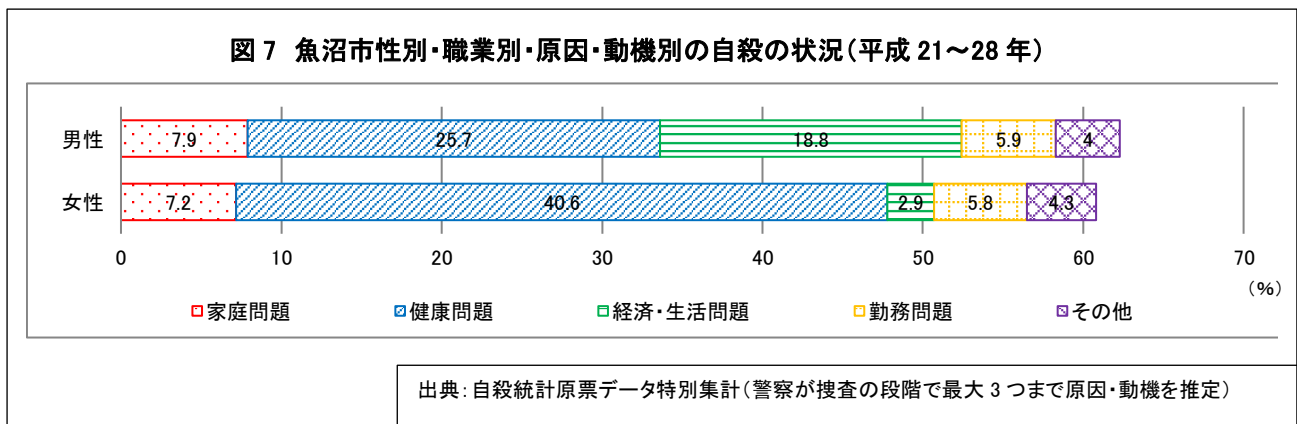


性別・年代別にみると、男女とも59歳以下では会社員等、60歳以上では年金受給者等が多くなっています。また、男性の9.8%が失業者でしたが、そのうち40～59歳が7.4%を占めています。



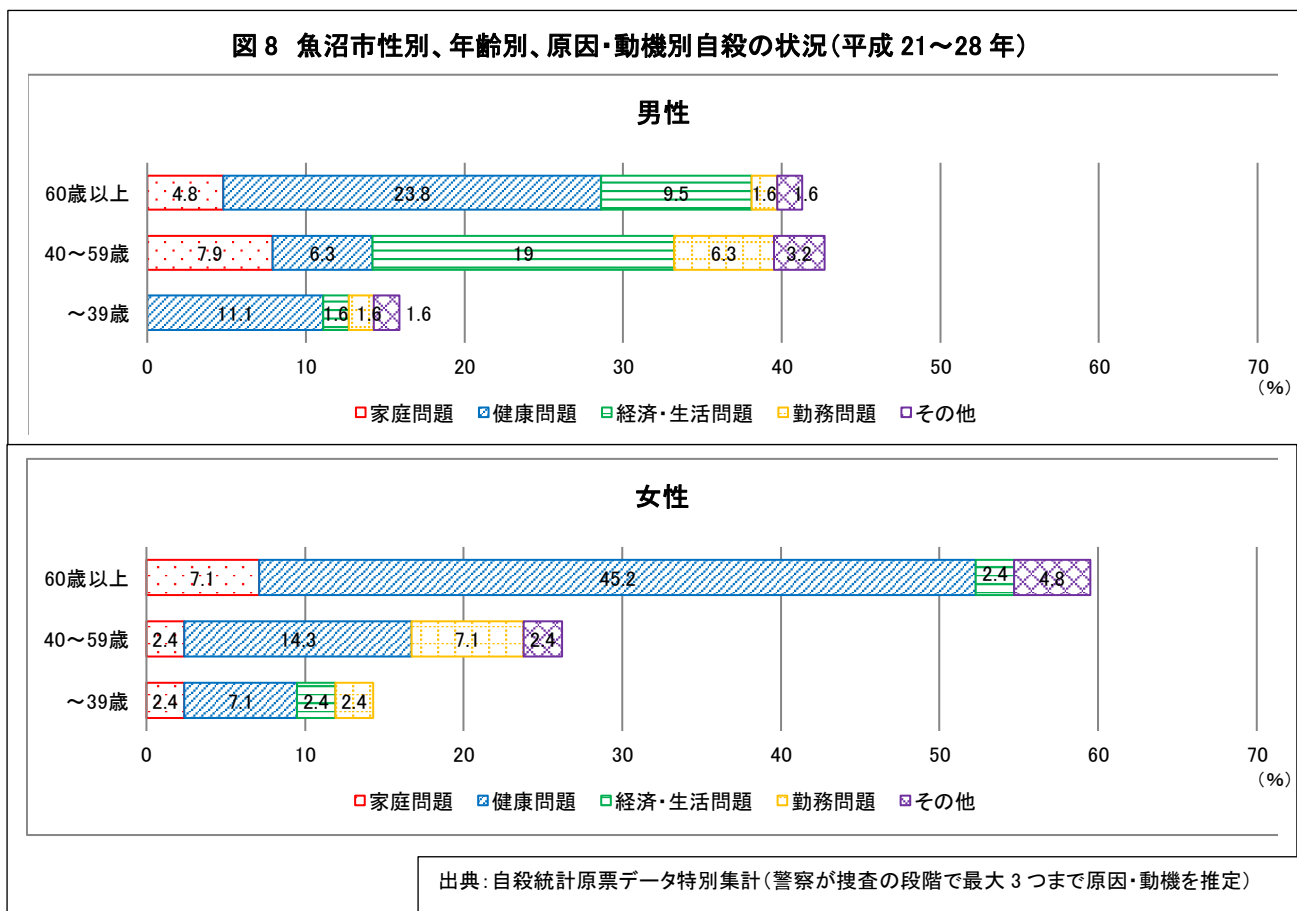
5 原因、動機の状況

男女とも健康問題の割合が最も高く、次いで、男性では経済及び生活問題、女性では家庭問題となっています。



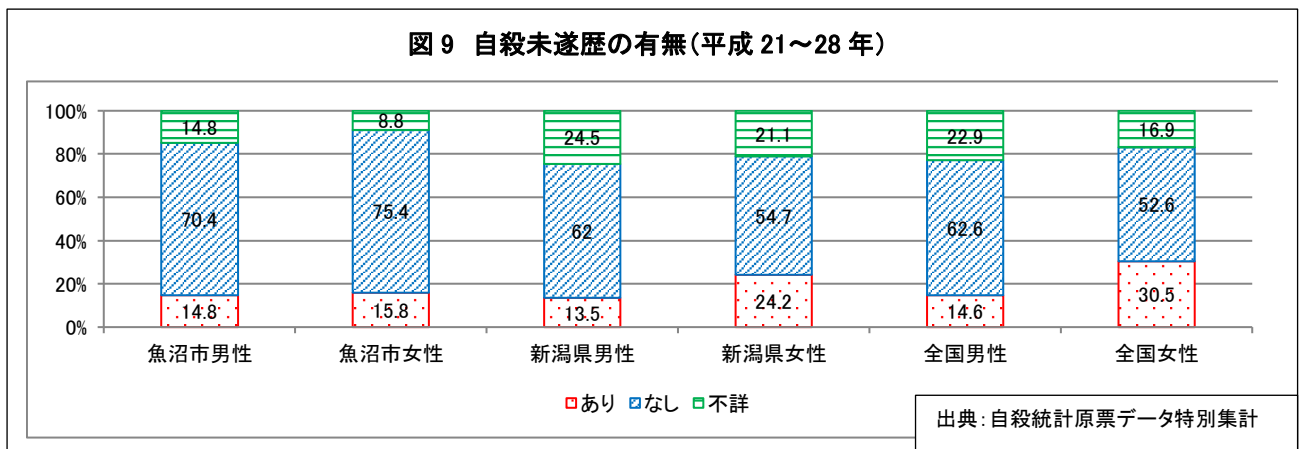
年代別にみると、男性では、40～59歳で経済及び生活問題、39歳以下と60歳以上で健康問題の割合が最も高くなっています。女性では、どの年代も健康問題の割合が最も高くなっています。

ただし、自殺はひとつの要因だけで引き起こされるわけではなく、「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査もあります。ひとつの要因を解決するだけでは自殺の問題が解決されるとはいえないため、関係機関と連携し支援していくことが重要となります。



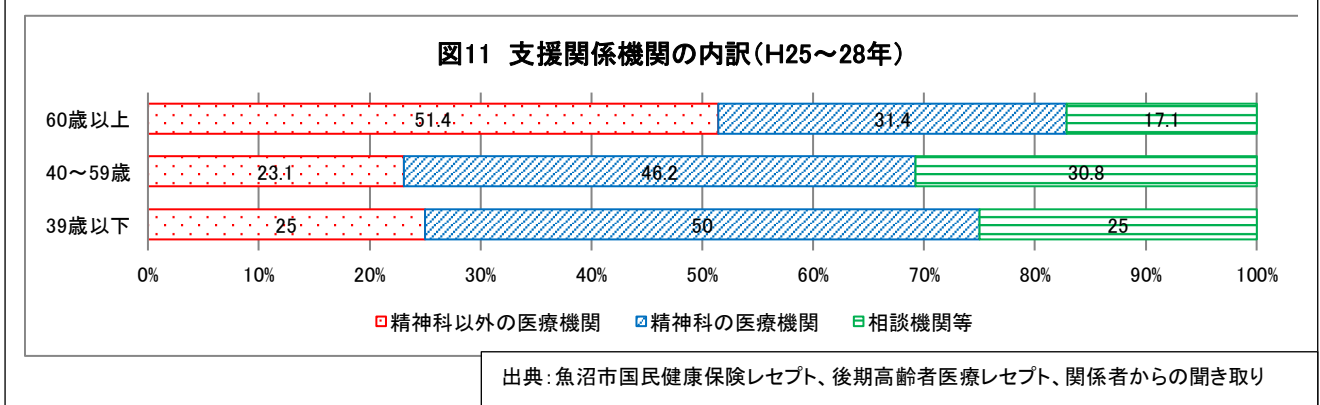
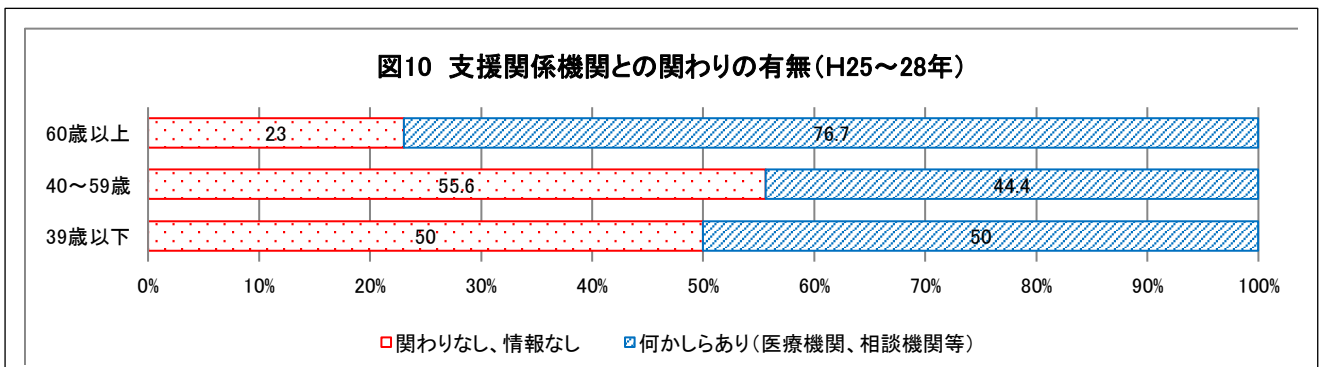
6 自殺未遂歴の有無

自殺で亡くなる前に自殺未遂歴のあった人は、男性では14.8%、女性では15.8%でした。自殺未遂者を自殺ハイリスク者と捉え、支援につなげる必要があります。



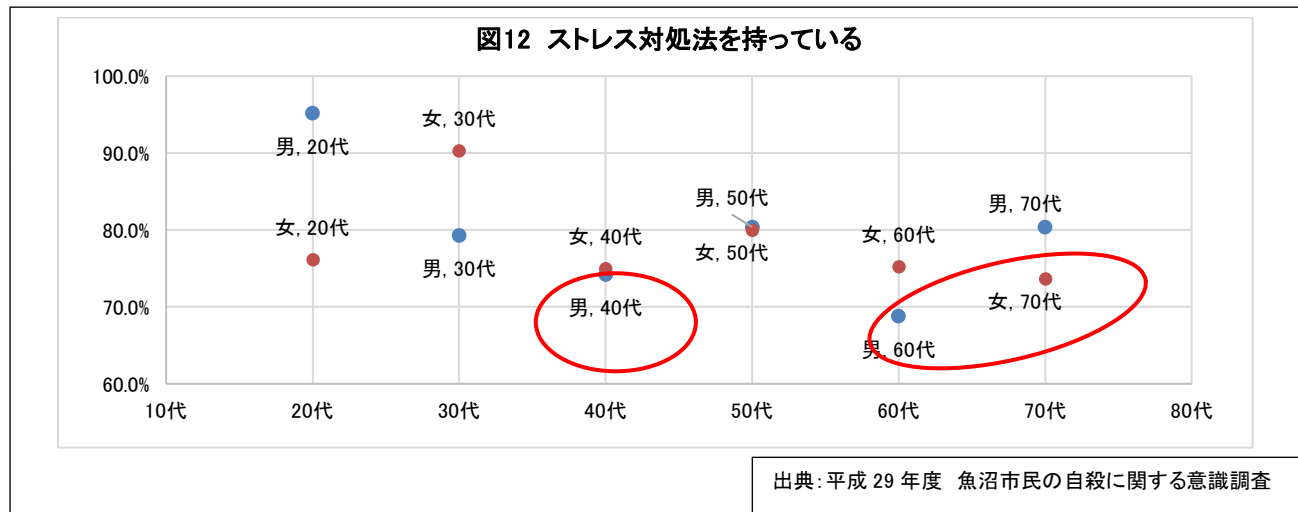
7 支援関係機関との関わり

平成25年～28年に自殺で亡くなった54人が、何かしらの相談機関の利用や医療機関の受診等、支援関係機関と関わりがあったかをみると、60歳以上では76.7%の人が、40～59歳では44.4%の人が、39歳以下では50%の人が、何かしらの支援関係機関を利用していました。また、何かしらの支援関係機関を利用した人について、どの関係機関を利用していたかをみると、医療機関の割合が高く、60歳以上では特に精神科以外の医療機関の割合が高くなっていることから、それらとの連携が重要です。また、支援関係機関それぞれが自殺対策の視点を持ち、必要に応じ連携しながら支援していく必要があります。

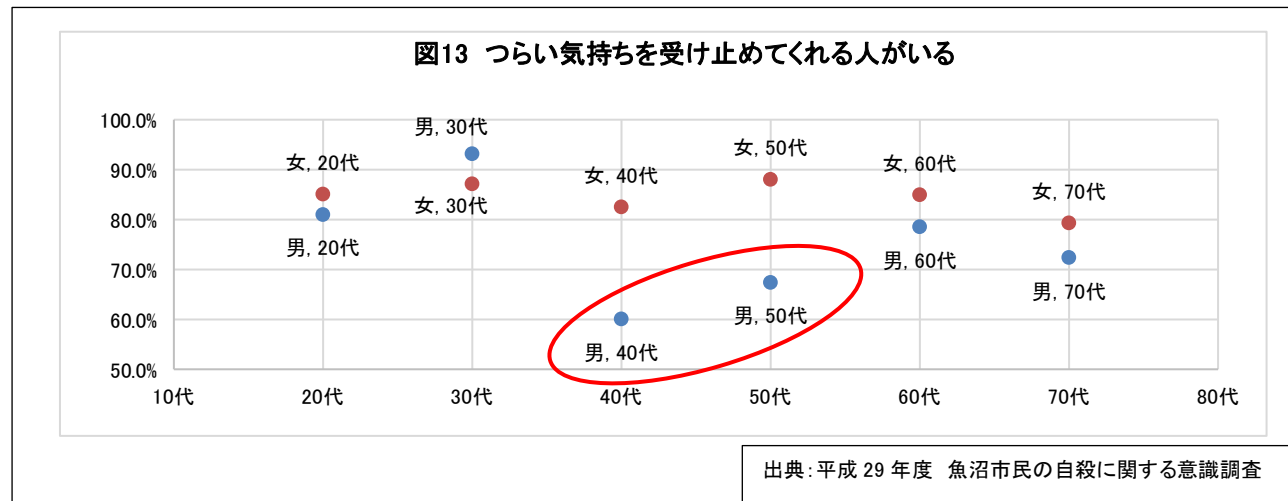


8 「魚沼市民の自殺に関する意識調査」の結果から

平成29年度に市民1,000人を対象としたアンケート調査実施しました（回収率54.3%）。「自分なりのストレス対処法を持っていますか」の質問に対し、「持っている」と回答した人の割合が、男性では40歳代と60歳代、女性では70歳代で、同性の他の年代よりやや低くなっています。



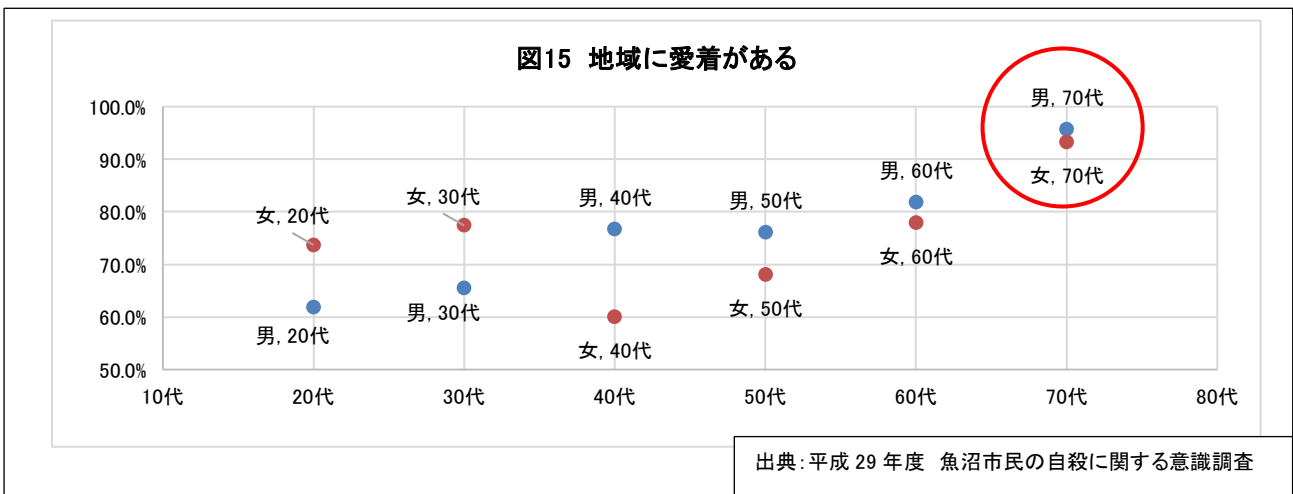
「不満や悩み、つらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいますか」の質問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人の割合が40～50歳代男性で低くなっています。



「誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか」の質問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人の割合が50～60歳代男性、20歳代女性で高くなっています。



「地域に愛着がありますか」の質問に対し、「とてもある」「まあある」と回答した人の割合が70歳代で高くなっています。住み慣れた地域で安心して生活ができるような支援が求められているといえます。

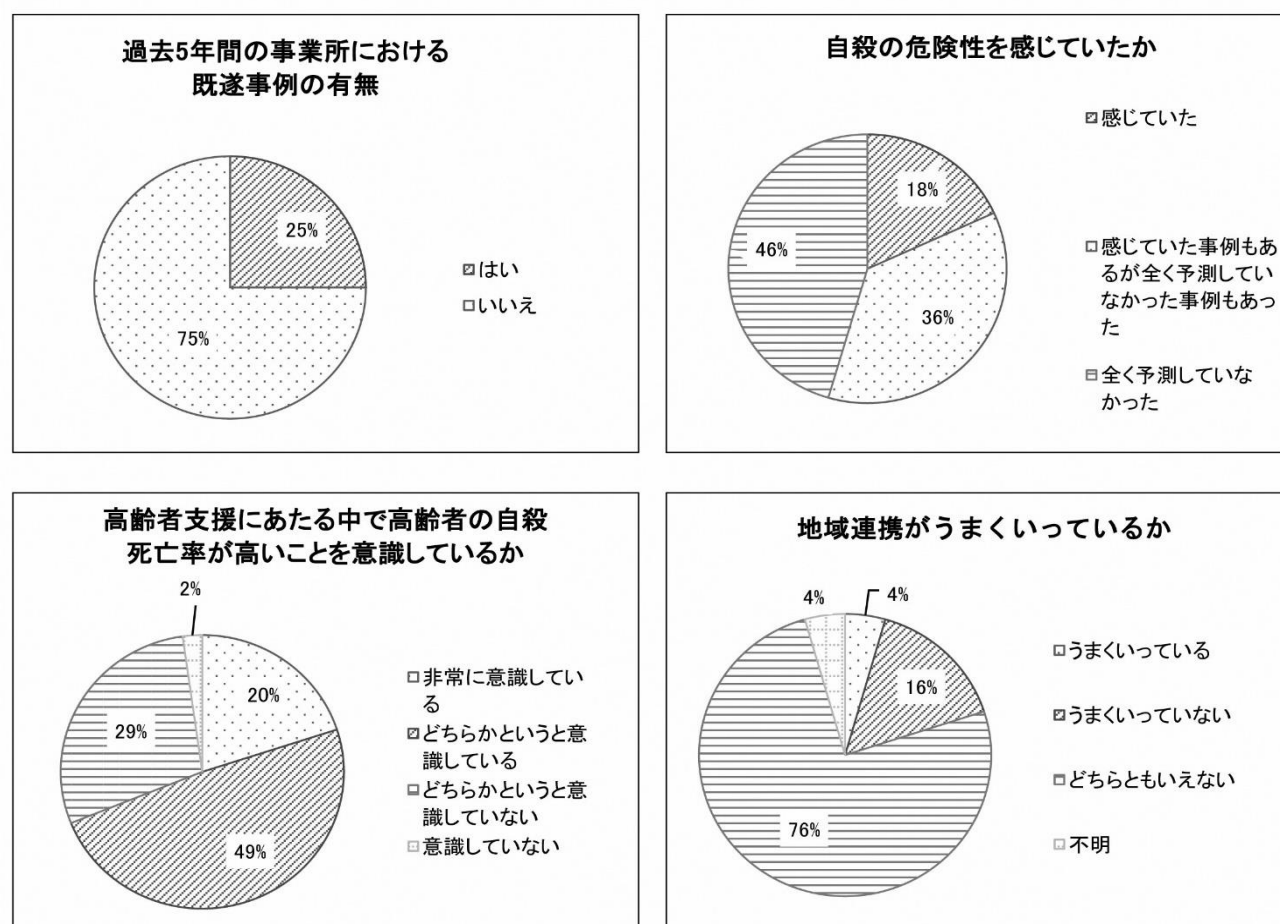


9 「介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査」の結果から

市内の介護・高齢者支援事業所へアンケート調査を行いました（56事業所、回収率80.4%）。

5年間で25%の事業所で利用者の自殺事例の経験がありましたが、そのうち「自殺の危険性を感じていた」事業所の割合は18%でした。また、高齢者支援にあたる中で高齢者の自殺死亡率が高いことを意識している割合（「非常に意識している」、「どちらかという意識している」の合計）は69%でしたが、実際に自殺ハイリスク者の支援において地域連携がうまくいっていると感じている事業所は4%でした。

図 16 介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査

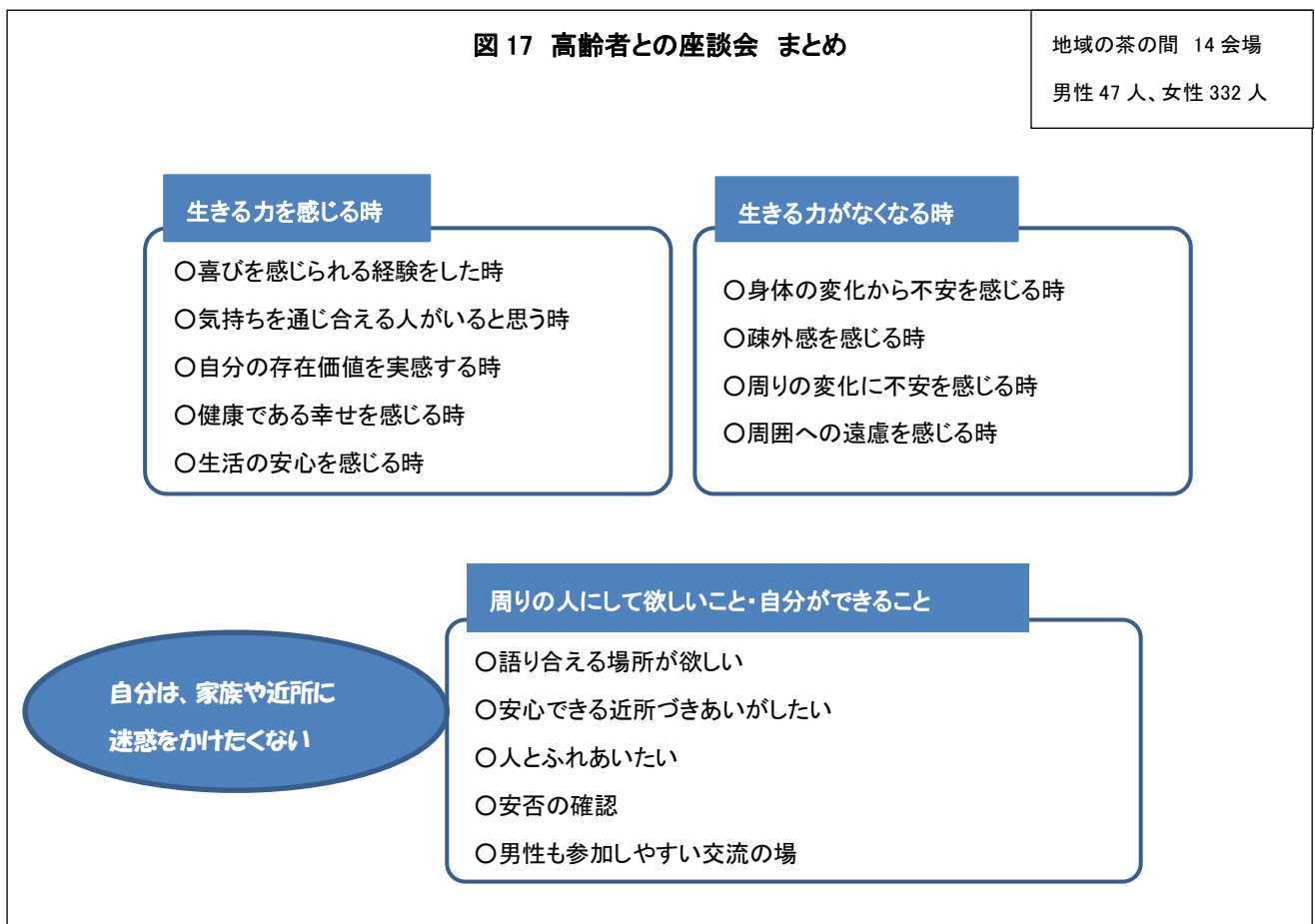


出典：平成 29 年度 介護・高齢者支援事業所への自殺に関する状況調査

高齢者支援関係機関への研修会の中で「各関係機関の連携が不透明で見えてこない。心配だと感じる家族は多いが、担当窓口につなげ、それで終わりでもいいのか不安がある。」「関係機関の相談窓口の担当者を紹介して欲しい。相談のロールプレイ等を実施し、どのように相談が進んでいくのか知りたい。」「顔の見える関係性を継続することで、気づき、信頼関係も生まれると感じた。」等の意見が聞かれました。自殺のサインに気づくことのできる支援者を育成するとともに、顔の見える関係性を構築しながら、それぞれの役割を明確化する等、連携が見える形で示し、より充実した支援が行えるようにしていく必要があります。

10 「高齢者との座談会」の結果から

自殺対策会議や関係者と情報交換を行う中で、高齢者の自殺の背景には、地域の風土として「身近な人に迷惑をかけたくない」という思いがあるのではないかと話題に上がることが度々ありました。そこで、高齢者との座談会を行い、高齢者が「生きる力を感じる時」、「生きる力がなくなる時」、生きる力を失った時に「周りの人にしてもらいたいことや自分ができること」について話を聞き、以下のようにまとめることができました。高齢者が生きる力を感じられるような地域、生きる力がなくなった時に地域で支え合えるような地域づくりを進めていく必要があります。また、高齢者や地域の支援者から、少し気になる高齢者がいても同居家族がいれば、遠慮もあり声をかけにくいという声も聞かれました。



11 自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール」が示す魚沼市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール(2017)」では、生活状況別(性別・年齢階級(成人3区分)・職業の有無・同居人の有無)の直近5年合計の自殺者数や自殺死亡率を示し、「自殺者数の多い生活状況は、地域の自殺対策での重要なリスク群」としています。

上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率*(10万対)
1位:女性60歳以上無職同居	22	26.2%	71.9
2位:男性40～59歳有職同居	11	13.1%	55.3
3位:男性60歳以上無職同居	10	11.9%	60.2
4位:男性40～59歳無職同居	6	7.1%	387.8
5位:女性60歳以上有職同居	6	7.1%	119.6

※特別集計(自殺日・住居地、平成24～28年合計)

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

出典:地域自殺実態プロフィール(2017)【新潟県魚沼市】

第3章 魚沼市の自殺対策におけるこれまでの取組

本市では、自殺死亡率が高い状況が続いていたことから、自殺対策を効果的に進める体制をつくるため、平成21年度に精神科医や保健、医療及び福祉関係者を構成員とする自殺対策会議を設置し、年2回程度、自殺対策に関する検討を実施してきました。そして、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と相談先の周知」「自殺のハイリスク者への支援」の4つの柱で自殺対策を推進してきました。

1 地域におけるネットワークの強化

地域の支援者が、地域住民のこころの不調に早期に気づき、適切な支援につなぎ、見守ることができる地域のネットワークの構築を目指し、様々な取組を行いました。

【取組と成果】

- ・ 自殺対策会議において、市民自身がこころの不調に早期に気づくことができるよう、「魚沼市版こころの健康チェック」を作成しました。
- ・ 市役所職員が市民と接し、こころの不調や自殺のリスクを感じた時に、担当課と健康増進室との情報共有や連携がスムーズに行えるよう、「魚沼市気づきカード」^{※2}を作成し、職員へのPRを行いました。
- ・ 民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者や、介護支援専門員及び介護福祉士等の介護保険サービス事業所職員を対象とし、顔の見える関係の構築と連携強化を目指した研修会を開催しました。また、市役所職員の気づきの視点のスキルアップと庁内連携を推進するための研修会を継続して開催しました。
- ・ 自殺の多い地区をモデル地区とし、地域住民、民生委員・児童委員及び保健師との間に顔の見える関係を築きながら、地域における支援の体制づくりに努めました。
- ・ 市内寺院の住職との情報交換会や、理美容院への「魚沼市版こころの健康チェック」入りティッシュ等の啓発品の設置依頼を通じ、自殺に関する情報提供や、保健師との顔の見える関係づくりに努めました。
- ・ 自殺対策の方向性について共通認識を持ち、自ら命を絶つことのない地域づくりを推進するため、平成26年度に「魚沼市自殺防止対策のための基本指針」を策定しました。

※2 魚沼市気づきカード

窓口対応をした職員が、こころの不調や自殺のサインに気づき、健康課への情報提供と連携をスムーズに行うことができるよう、健康課が魚沼地域振興局や精神科医師に助言を受けながら作成したシート。いくつかのチェック項目があり、対応時の様子からチェックがついた場合の確認項目や、情報提供の流れが示してある。

2 自殺対策を支える人材の育成

こころの不調等に早期に気づき、適切な支援につなぎ、見守ることのできる人材を育成するための取組を行いました。

【取組と成果】

- ・ 市民のこころの不調に気づき、適切な支援者へつなぎ、見守ることのできる地域のゲートキーパー^{※3}を育成するため、民生委員・児童委員、市役所職員及び地域の相談業務従事者等を対象とし、傾聴や支援の手法を学ぶ研修会を継続して実施しました。これまで、延べ308人のゲートキーパーを育成しました。
- ・ こころの不調を抱えている人へ適切に対応し、危機介入できる人材を育成するため、関係機関の専門職（保健師、福祉保健関係職員及び介護・高齢者支援事業所職員等）を対象とした研修会を継続して実施し、延べ45人の自殺危機介入ができるゲートキーパーを養成しました。
- ・ 自殺危機にある人への働きかけに焦点を絞った「自殺危機初期介入スキルワークショップ」のリーダー養成講座へ参加し、研修会を開催できるリーダーを育成しました。
- ・ 研修会の参加者から、「うつ病の早期発見の大切さやロールプレイの経験の中で傾聴の意義を実感した」「自殺のリスク評価について学びを深めた」「死にたいことを確認することの大切さを実感した」という声が聞かれました。

3 市民への啓発と相談先の周知

すべての市民が、こころの健康の重要性を認識し、自らのこころの不調に気づき対処することができるよう、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めました。

【取組と成果】

- ・ 「生きる力を学ぶ」「自己効力感を高める」等をキーワードに、市民一人ひとりがストレス対処法を身につけるとともに、こころの不調時に適切に行動できることを目指し、自殺予防講演会や健康講座等を実施しました。市民のアンケート結果では、ストレス対処法を持っている人の割合が、平成25年度は66.4%でしたが、平成27年度は71.9%へ増えています。
- ・ 市民自らがこころの不調に早期に気づき、適切な相談や医療につながるができるよう、「魚沼市版こころの健康チェック」の普及と活用を努めました。市民のアンケート結果では、「魚沼市版こころの健康チェック」を知っている人の割合が、平成25年度は21.6%でしたが、平成27年度は29.3%へ増えました。また、「魚沼市版こころの健康チェック」を自分自身で確認し、自分の心配事について相談してくる市民もいました。
- ・ 相談窓口について、老人福祉大会やけん診会場等、様々な機会を捉え周知に努めました。
- ・ これまで市民に本市の自殺の現状や対策について普及啓発に努めてきたことで、健康教育等の場で自殺について問いかけても、抵抗を感じる発言は少なく、現状を聞いたことがあるといった声も聞かれます。

4 自殺のハイリスク者への支援

こころの不調を抱えたり、生活困窮者等の自殺のハイリスク者が適切な支援を受け、自殺のリスクを低下させ、自殺に至らず過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら取組を行いました。

【取組と成果】

- ・ こころの不調者が適切な支援を受けられるよう、精神保健福祉相談会や個別相談等を行いました。相談者それぞれの必要な支援につなぐことができています。
- ・ 障害者総合支援法の制度である自立支援医療受給者を訪問し、うつ病等の精神障害を抱える人の状態把握と支援を行いました。
- ・ 身近な人を亡くした市民へ相談先等の情報提供が行えるよう、グリーフケア^{※4}のリーフレットを作成し、死亡届出時の配布資料の一つとして配布しました。
- ・ 介護予防のチェックリストから把握された自殺のハイリスク高齢者や、把握した自殺未遂者等支援が必要な人へ、関係機関と連携しながら支援を行いました。
- ・ 自殺既遂者の事例検討を重ね、自殺に至る経緯やサイン等を関係者と共有し、日々の対応に活かせるよう努めました。

※3 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要であるため、1人でも多くの人に、ゲートキーパーとしての意識を持ってもらい、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながる。

※4 グリーフケア

愛しい人と死別した人がその悲嘆（grief グリーフ）を乗り越え、悲嘆から立ち直り、再び日常生活に適応していくことを、見守り、寄り添いながら必要に応じた支援を行うこと。

第4章 魚沼市の自殺対策の課題

自殺の要因分析や、これまでの取組を振り返ることで、いくつかの課題が見えてきました。これらの課題を今後の対策へつなげていく必要があります。

1 現状からみえた課題

(1) 自殺者数の多い高齢者と中高年男性の抱える課題を明確にし、効果的な対策を講じていく必要があります。

【高齢者】

- ・ 性別にみると女性の占める割合が高くなっています。また、近年では60代女性の占める割合が特に高くなっていますが、要因を把握できていません。事例検討や統計資料の分析を行い、対策につなげていく必要があります。
- ・ 自殺の原因や動機では健康問題の割合が最も高くなっていました。そして、89%の人が医療機関への受診や相談支援者との関わり等、何かしら、支援関係機関とのつながりがありました。その中でも、精神科以外の医療機関を受診している割合が高く、精神科以外の医療機関との連携を強化していく必要があります。
- ・ 自殺の要因分析や高齢者との座談会を行う中で、心身の機能低下から不安を感じたり、自分の身近な人へ迷惑をかけたくないという気持ちから、家族や地域との交流を避け、孤立している可能性があることが分かりました。他に、地域で姿を見かけなくなっても、家族と同居しているとあまり踏み込めないという声も聞かれており、高齢者が孤立しない地域づくりを推進する必要があります。

【中高年男性】

- ・ 自殺で亡くなった人の職業別の状況をみると有職者（自営業、会社員等）、次いで失業者が多い状況でした。また、原因や動機では、経済及び生活問題の割合が高くなっており、生活困窮者支援制度や労働部門との連携が必要です。
- ・ 辛い気持ちを受け止めてくれる人の存在を感じている割合が低く、相談することへのためらいを感じている人の割合が高い傾向にあり、孤立しやすいと考えられるため、必要な支援へつなげる方法を検討していく必要があります。
- ・ 自殺の要因を分析する中で、中高年ではアルコール問題があります。魚沼地域はアルコールを摂取する機会も多く、アルコールに寛容な地域でもあります。アルコールに関しては「飲酒量の多いグループほど自殺のリスクが高くなる傾向がみられる」とする研究もあり、適正飲酒の啓発等の対策を検討する必要があります。
- ・ これまでの保健福祉活動では中高年男性との接点が少なく、実態把握がほとんど行われていない状況でした。今後の取組へつなげるためには実態把握を進める必要があります。

- (2) 自殺で亡くなった人は、医療機関や相談機関等の支援関係機関を利用している人が半数以上いました。地域の支援関係機関の気づきの力を高める取組や、地域での連携を推進していく取組が必要です。

2 取組からみえた課題

- (1) ところの不調に早期に気づき、支援につなぎ、見守ることができる地域ネットワークの構築を目指してきましたが、地域の支援者から「各関係機関の連携が不透明で見えてこない」「どのように相談が流れていくのか知りたい」等の意見が聞かれました。支援者それぞれの役割を確認できるよう事例検討を実施したり、連携がスムーズに行えるよう魚沼市気づきカードの活用について検討していく必要があります。
- (2) 研修の参加者から、「実際にどのように声をかけたらよいのか分からない」、「声をかけることでむしろ良くない結果になってしまうのではないかと不安に思う」、「具体的な声のかけ方やその後の改善事例等を知りたい」等の意見が聞かれました。今後は、事例等を示しながら、より具体的に伝えていく必要があります。
- (3) 自殺で亡くなった人の多くは、心身や生活の困り事等を解決するための相談へつながっていませんでした。相談機関の周知や地域のゲートキーパーの育成を推進し、支援を必要とする人が適切な支援者へつながることができるようにしていく必要があります。
- (4) 自殺に至るまでに自殺未遂歴のある人が1割強いましたが（厚生労働省のデータより）、日々の活動の中での把握が難しい状況です。自殺未遂者を把握した場合の連携や支援策について、具体的な検討を行い、その人の生きづらさを軽減し自殺予防につなげていく必要があります。

第5章 魚沼市の自殺対策の基本方針と施策

1 国の自殺対策の基本方針

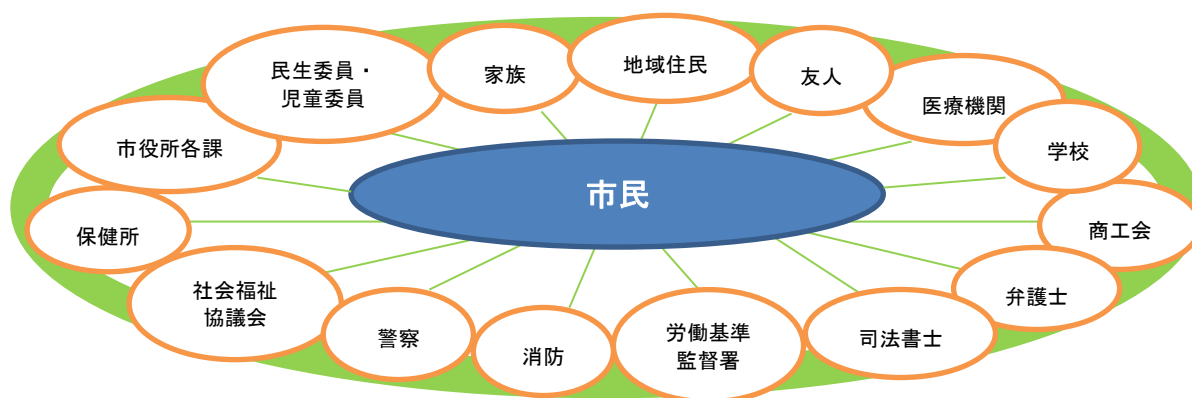
平成29年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、次の5つを自殺総合対策の基本方針としています。

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する
- (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る
- (4) 自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する
- (5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取組を推進する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、自殺のリスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



(2) 関連する施策と連携させることで、総合的な連動を図る

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送ることができるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

現在、自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり及び性的マイノリティ等に対し、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者への支援、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺のリスクを抱えている人たちを見守っていきけるような地域社会を築くには、あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、民生委員・児童委員や保健師等の身近な支援者につなぐとともに、精神科医等の専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取組を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

自殺対策を通じて誰も自殺に追い込まれることのない魚沼市を目指すには、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

2 魚沼市の自殺対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

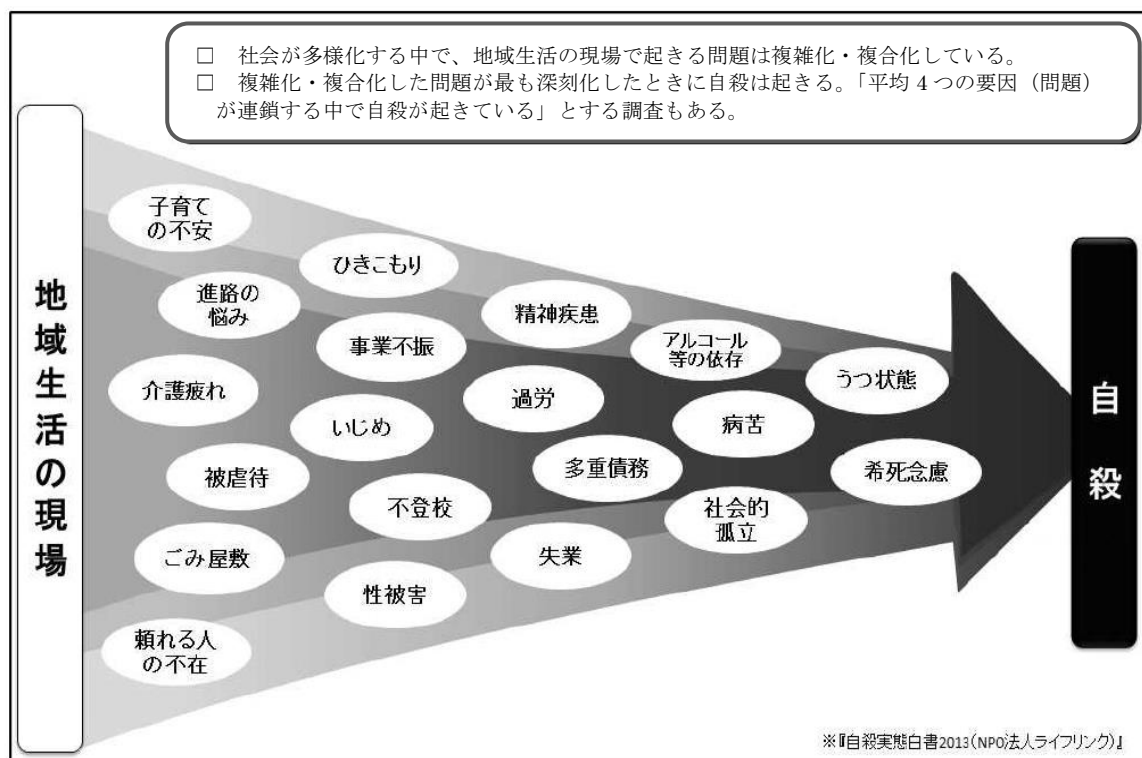
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

そこで、「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」の基本認識を踏まえ、全ての人がかげがいのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とする本計画を策定し、本市の自殺対策の指針とします。

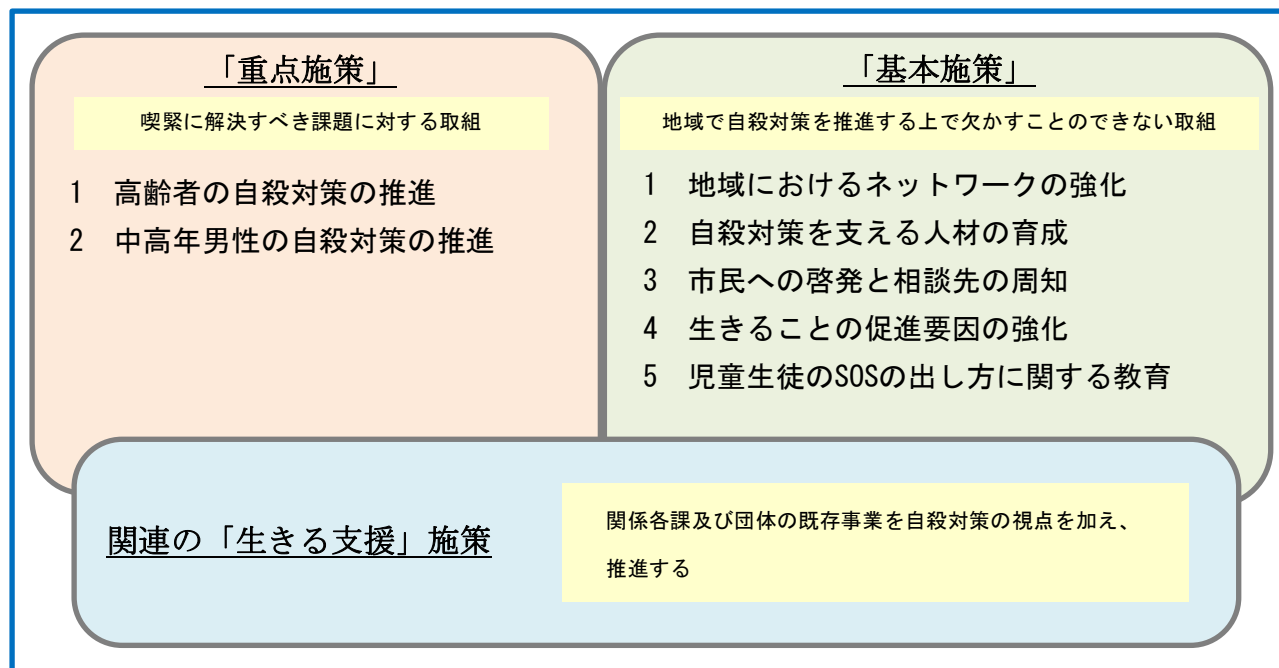
また、誰もが生涯を通じてこころとからだの健康を保ち、住み慣れた地域で心豊かに暮らせることを目指し、魚沼市健康づくり計画「健康うおぬま21」を策定しています。「健康うおぬま21」では「生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としており、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことで、「生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)

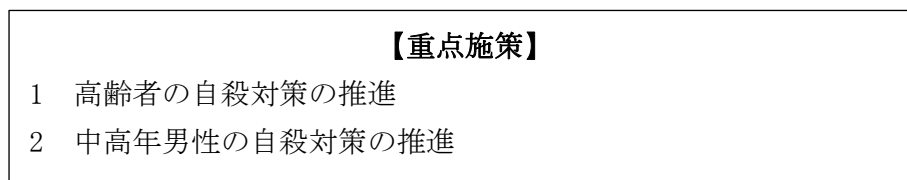


3 自殺対策における施策体系

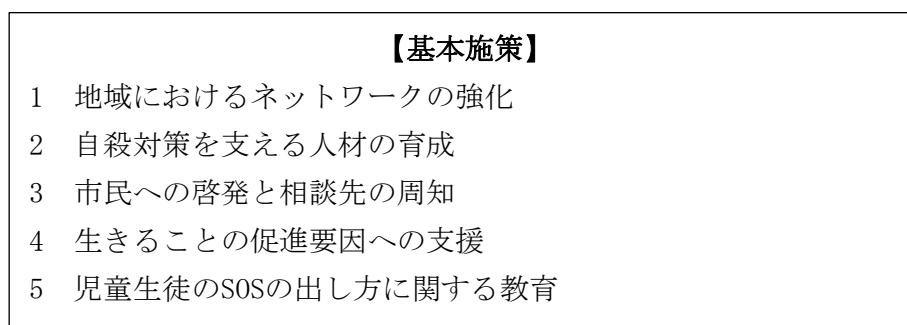
本市の自殺対策の取組と関連する生きる支援は、大きく3つの施策群から構成されます。



まず、「自殺総合対策大綱」で示された重要な施策を勘案しつつ、地域の優先的な課題への取組を行う「重点施策」です。本市では、自殺者が多く喫緊に解決すべき対象への働きかけを「重点施策」とし、以下の2つを推進していきます。



次に、国が示したナショナル・ミニマム（必要最低限の保障）として全国的に実施されることが望ましい、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組とされる「基本施策」です。本市がこれまで取り組んできた自殺対策の4つの柱（地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発と相談先の周知及び自殺のハイリスク者への支援）を継続するとともに、国が示した「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」を新たに加えた、以下の5つを「基本施策」として推進していきます。



最後に関連の「生きる支援」の施策ですが、本市において各課で既に行われている様々な事業が、「生きることの包括的な支援」であるといえます。自殺対策とも連携させて推進していけるよう、取組の内容別に分類し、まとめました。

なお、市の事業に加えて、地域の関係機関の取組も本計画に掲載しています。このように施策の体系を定め、かつ、市の事業だけでなく、様々な関係機関とも連携することで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進していきます。

4 重点施策

本市では平成24年から平成28年の5年間に、自殺によって84人（男性48人、女性36人）が亡くなっており、そのうち25人（男性21人、女性4人）が40～59歳の中高年世代、51人（男性21人、女性30人）が60歳以上の高齢者でした。

この点から本市では、「高齢者」「中高年男性」の自殺対策を、今後の重点施策と定めた上で取組を進めていきます。

○：魚沼市の取組

▽：新潟県等の関係行政機関、民間団体による取組

※本計画では魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議委員の所属する団体等による取組を掲載

【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進

■ 課題の再確認

- ・ 高齢者の自殺は全自殺者数の60.7%を占めており、高齢者への自殺対策は重要な課題です。
- ・ 高齢者の自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」となっています。
- ・ 精神科等の医療機関へ通院している人が31.4%、内科等の医療機関へ通院している人が51.4%で、内科等を受診している人が精神科等を受診している人より多くなっています。精神科だけでなく、内科等一般科の医療機関とも連携が必要です。
- ・ 心身の機能低下による不安や身近な人へ迷惑をかけたくない気持ちから、家族や地域との交流する場を離れ、孤立化していく場合があります。また、地域との交流の場で姿を見かけなくなっても、「家族と同居していればあまり踏み込めない」という声も高齢者の座談会参加者から聞かれました。
- ・ 高齢者は他の世代に比べて関わる支援関係機関が多いため、支援者が気づきの力を高め、関係機関で連携することで自殺を防ぐことにつながります。しかし一方で、連携の形が見えにくいという声が聞かれており、支援者それぞれの役割を明確にし、連携の形を分かりやすく示し、共有していく必要があります。

■ 施策の方向性と対策

上述した課題を踏まえ、本市では次の4つの取組を高齢者に対する重点施策として展開します。

- (1) 高齢者とその家族、支援者に対して、相談先情報の周知を図る
- (2) 家族や支援者の「気づき」の力を高める取組を推進する
- (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する
- (4) 家族への支援を強化する

(1) 高齢者とその家族、支援者に対して、相談先情報の周知を図る

高齢者とその家族及び支援者に対して、高齢者向けの様々な相談支援機関に関する情報の周知を図ります。

○ 高齢者向け相談先情報等の啓発リーフレットの配布（健康課、福祉課他）

高齢者本人、家族及び支援者に高齢者が抱えがちな悩みや問題に対応する相談先等を周知するため、引き続きリーフレット等の資料を様々な機会を活用して配布したり、高齢者の使用頻度の高い公共施設等に設置します。また、様々な機会を捉え、活用方法の説明を行います。

(2) 家族や支援者の「気づき」の力を高める取組を推進する

高齢者の家族や支援者がゲートキーパーとしての役割を担い、自殺のサインに早期に気づき、必要な支援へつなげ、見守りや相談等の対応が行えるよう、ゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

○ ゲートキーパー養成講座の実施（健康課）

高齢者の自殺のサインに気づき、必要な支援につなげ、見守ることができる人材を育成するため、地域の茶の間等、高齢者や支援者が集まる機会を活用し、ゲートキーパー養成講座を行います。また、お互い様の気持ちで支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指すために、座談会で聞かれた声を集めて作成したリーフレットを活用し、意識の醸成を図ります。

○ 自殺危機初期介入スキルワークショップの実施と受講の推奨（健康課）

高齢者と関わる専門職を対象に、より高い気づきや支援の技術を持ち、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を行うことができる人材を育成するため、引き続き自殺危機初期介入スキルワークショップを実施するとともに、受講の推奨も行います。

○ 介護・高齢者支援事業所等職員との連携（健康課、魚沼地域振興局）

介護・高齢者支援事業所等高齢者を支援する関係機関の職員と連携して自殺のリスクを抱えた人を支援するため、自殺の実態や対策についての情報共有を図ります。また、事例検討会を行い、それぞれの職種に関する理解を深めるとともに、支援を行う上での役割を確認しながら、連携強化を図ります。

○ 高齢者支援に関わる医療関係者との連携（健康課他）

高齢者の診療にあたる医師や看護師等医療関係者と連携して自殺のリスクを抱えた人を支援するため、医療関係者が集まる既存の機会を活用し、自殺の実態や対策についての情報共有を図り、より良い連携体制の構築を推進します。

(3) **高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する**

地域における各種イベントや講座等の開催や自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やし、高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

○ 高齢者が活躍する地域の取組の発信（健康課、企画政策課、北部振興事務所、総務課）

地域には民生委員・児童委員、地域の茶の間等のボランティア、集落支援員及び地域おこし協力隊等の様々な支援者がおり、市民と共に地域を元気にするような取組を行っています。また、市民が主体となり自発的に取組を行っている地域もあります。そのような地域づくりの取組が市内全域へ広がっていくよう、好事例の情報を発信し、地域づくりを推進していきます。

▽ 地域の茶の間活動の推進（社会福祉協議会）

高齢者等が孤立しないため、また住民同士の交流を促進し支え合いの地域をつくるため、地域住民やボランティア等が主体となり、気軽に集える場として地域の茶の間を開催しています。また、高齢者自身がこうした活動の運営の担い手となり、高齢者の活躍の場を増やすことで、生きがいづくりにも繋がります。

○ 各種講座や教室等の開催を通じた高齢者の社会参加の促進（生涯学習課）

高齢者の生きがいや社会の中の役割の創出、参加者同士の交流を促すため、様々な学習機会を提供するうおぬま市民大学や、地区公民館で各種講座及び教室を開催しています。

(4) **家族への支援を強化する**

家族の介護疲れによる心中や虐待を予防するために、高齢者本人の支援だけでなく、高齢者を支える家族への支援も合わせて推進します。

○ 高齢者を支える家族への相談機会の提供（福祉課、健康課）

地域包括支援センターや健康増進室等で、引き続き高齢者や介護等に関する相談を受け、関係機関と連携して高齢者本人や支える家族を支援します。

【評価指標】

指標	現状値（平成29年）	目標値（平成37年）	出典等
60歳以上の自殺者数	7人	50%以上減少	人口動態統計
自分の周囲に、不満や悩み、つらい気持ちを受け止めてくれる人の存在を感じている、60歳以上の人の割合	78.8%	増加	魚沼市民の自殺に関する意識調査
自殺予防に関する研修や検討会に参加したことのある職員がいる、市内介護・高齢者支援事業所の割合	44.4%	増加	魚沼市民の自殺に関する意識調査

【重点施策2】 中高年男性の自殺対策の推進

■ 課題の再確認

- ・ 中高年男性の自殺は全自殺者数の25%を占めており、深刻な状態です。
- ・ 中高年男性の自殺の原因・動機は「経済・生活問題」が最も多くなっています。一般的に生活困窮者は自殺のリスクが高まると言われており、経済的支援に加え、就労支援や心身の疾患に対する支援等、早い段階での相談につなげる必要があります。様々な分野の関係者が連携し、包括的に支援していくことが要になります。
- ・ 自殺で亡くなった人のうち、有職者（自営業、会社員等）が約半数を占めており、職域との連携が必要です。
- ・ 日頃の保健福祉活動では、中高年男性、特に就業している人との接点が少なく、実態把握が難しい状況です。
- ・ 中高年男性は、相談することに対し、ためらいを感じる人が多いため、相談へつなぐ方策について、様々な分野の関係者と検討をかさねていく必要があります。
- ・ 問題を抱え込んでいる人にアルコール問題が加わると、自殺のリスクを高めるため、アルコール問題に対する支援を検討する必要があります。

■ 施策の方向性と対策

上述した課題を踏まえ、本市では次の4つの取組を中高年男性に対する重点施策として展開します。

- (1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する
- (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へつなぐための取組を推進する
- (3) 勤務問題の現状に関する啓発や相談先の周知を進める
- (4) 中高年男性の自殺の実態を把握する

(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因となりかねません。問題を早めに解決できることや支援の担い手となる人材の育成を進め、生活苦に陥った市民に対する「生きることの包括的な支援」を強化します。

○ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携強化

(福祉課、社会福祉協議会、健康課)

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者を含む）に対する「生きることの包括的な支援」を司法等の関係機関と連携して充実させるとともに、取組に関わる職員のゲートキーパー養成研修への参加推奨を行います。

(2) 自殺のリスクを抱えている人を、早期に支援へつなぐための取組を推進する

自殺のリスクを抱えている人に早い段階で気づき、必要な支援へつなぐための取組を推進します。

○ 複数の問題を抱える人を早期に支援へつなぐための取組の実施（市民課他）

困りごとや悩みごとの解決や、消費者トラブル等を未然に防止するため、専門機関と連携し、総合的な相談対応を引き続き行います。また、心身の不調、失業、家庭内の不和及び多重債務等の深刻な問題を複数抱えている人を早期に支援へつなぐため、総合相談会を開催しています。

○ アルコール問題を抱える人を早期に支援へつなぐための取組の推進

(健康課、魚沼地域振興局)

多量飲酒やアルコール依存等のアルコール問題を抱える人が早期に適切な支援につながり、継続した支援が行われるため、引き続き支援先の周知や個別相談を行い、医療機関等と連携し支援していきます。

(3) 勤務上の過労や健康問題に関する啓発や相談先の周知を進める

市内には多くの小規模事業場（従業員50人未満）があること、また、そうした小規模事業場では一般的にメンタルヘルス対策への取組が難しい等の実情を踏まえて、商工会をはじめとした関係機関とも連携し、市内の小規模事業場に対して、勤務問題の現状についての啓発を行うとともに、相談先情報の周知を進めます。

▽ 相談先情報のリーフレット等の配布、ポスターの掲示

(市内各商工会、魚沼地域振興局、健康課)

相談先情報を周知するため、商工会の総会や商工会会員へ広報紙の配布等の機会を捉え、相談先情報のリーフレット等を配布します。また、3月の自殺対策強化月間や9月の新潟県自殺対策推進月間に合わせ、自殺対策啓発に関するポスターを掲示します。

▽ 働き盛り世代への支援 (魚沼地域振興局、健康課)

雇用主や従業員自身がメンタルヘルスの重要性を理解し、こころの不調の予防や必要な支援につなげることができるよう、引き続き事業所へのメンタルヘルス出前講座を行います。

(4) 中高年男性の自殺の実態を把握する

自殺で亡くなる中高年男性の約半数が有職者（自営業、会社員等）ですが、その人たちと支援者との接点が少なく、抱える課題を把握できていない状況であることから、地域の関係機関と連携し、中高年男性の抱える課題の把握を進め、今後の自殺対策に反映していきます。

○ 対策が義務化されていない小規模事業場の実態把握と支援 (健康課、魚沼地域振興局)

中高年男性の自殺対策へ反映させるため、市内商工会等の外部機関とも連携し、対策が義務化されていない小規模事業場（従業員50人未満）へ出向き、実態把握と相談先情報の周知を進めます。

【評価指標】

指標	現状値 (平成29年)	目標値 (平成37年)	出典等
40～59歳男性の自殺者数	4人	50%以上減少	人口動態統計
相談を行うことにためらいを感じる40～59歳男性の割合	51.9%	減少	魚沼市民の自殺に関する意識調査
実態把握と相談先情報の周知を行った市内小規模事業場の割合	未実施	50%	(健康課)

5 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に対する教育」です。

これらの各施策を連動させつつ、強力かつ総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

○：魚沼市の取組

▽：新潟県等の関係行政機関、民間団体による取組

※本計画では魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議委員の所属する団体等による取組を掲載

【基本施策 1】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進していくにあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。市民からの様々な相談に応じる相談窓口を含み、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、様々な分野で地域に構築・展開されているネットワークと自殺対策との連携を強化します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

○ 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議の開催（健康課）

市役所以外の関係団体と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かして自殺対策を総合的に推進するため、庁内外の関係機関や学識経験者等を構成員とする自殺対策推進会議を引き続き開催します。また、計画の進捗管理も行います。

○ 魚沼市いのちを支える自殺対策本部会議の開催（健康課）

副市長を本部長として庁内の各分野が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、全庁各課の課長を構成員とする自殺対策本部会議を引き続き開催します。また、計画の進捗管理も行います。

○ 魚沼市相談機関ネットワーク会議の開催（福祉課）

市民が安心して暮らせるまちづくりのため、相談関係機関の連携強化と相談内容の問題点やニーズに的確に対応する体制整備に取り組むこと及び市民の立場や目線を大切に、責任を持って適切な相談部署につなげることを目的とし相談機関ネットワーク会議を開催しています。

○ 地域の支援者との連携の推進（健康課、魚沼地域振興局他）

地域での支援体制を充実させるため、民生委員・児童委員、宗教関係者、地域の茶の間や配食ボランティア等、地域の支援者との連携を引き続き推進します。

○ 魚沼市気づきカードの普及（健康課）

相談対応を行った職員が自殺のサインに気づいた時、健康課とスムーズに情報を共有し、支援につなげることができるよう、魚沼市気づきカードを見直し、職員へ周知していきます。

○ 関係機関との連携の推進（健康課他）

相談支援を行う中で、自殺のハイリスク者に気づき、関係機関とスムーズに情報を共有し、連携して支援していくため、魚沼市気づきカードを関係機関へ周知し、活用を図りながら、連携を推進します。

▽ 魚沼地域課題別評価会議（仮）の開催（魚沼地域振興局）

関係機関の連携体制の構築のため、関係機関と現状の共有や支援体制の検討を行い、魚沼地域の自殺対策を効果的に推進します。

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

○ 魚沼市自立支援協議会の開催（福祉課）

魚沼市に居住している障害のある人が安心して暮らせるよう、引き続き地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議し、関係機関との連携を図ります。

○ 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化（福祉課、健康課他）

自殺リスクの高い生活困窮者を支援するため、引き続き本人の抱えている問題を関係者間で共有し、事業と連携を図りながら問題の解決を図ります。

○ 要保護児童対策地域協議会との連携（子ども課他）

児童虐待に関わる福祉、医療、保健及び教育の関係者が児童虐待を防止するために、引き続き養育状況や課題を確認及び共有し支援にあたることで、問題の深刻化を防ぎ、将来の自殺のリスクを軽減するように努めます。

【評価指標】

評価項目	現状値（平成 29 年）	目標値（平成 37 年）	出典等
自殺ハイリスク者支援に関し、地域連携がとれていると考える、市内介護・高齢者支援事業所の割合	4%	増加	介護・高齢者事業所への自殺に関する状況調査
気づきカードを知っている市職員の割合	未実施	100%	(健康課)

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。そのため自殺対策を担い、支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。本市では自殺対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、市民に対しても研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

(1) 様々な職種を対象とした研修の実施

○ 市職員研修の実施（総務課、健康課他）

自殺で亡くなった人の半数以上は、支援関係機関を利用していることから、自殺のサインに気づき、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、新規採用職員研修、管理職研修及び職員接遇研修等の機会を利用し、人材育成に努めます。また、気づきの視点やスムーズな連携についてより具体的に学べるよう、気づきカードや事例を取り入れたり、職種や業務別の研修についても検討します。

○ 自殺危機初期介入スキルワークショップ（専門職向けゲートキーパー養成講座）の実施

（健康課）

保健、医療、介護、福祉等の様々な分野において相談、支援を行う専門職を対象に自殺の危機介入のスキルアップを図るため、ゲートキーパー養成講座を引き続き実施します。また、ワークショップの講師となり得る人材を継続的に育成するため、引き続き保健師がリーダー養成講座を受講します。

○ 各種専門職の関係団体が実施する研修会との連携（健康課、福祉課他）

高齢者、障害者、介護保険関係等の関係団体と連携し、自殺のサインに気づき、支援につながるためのスキルアップ研修について検討します。

(2) 市民に対する研修

○ 市民向けのゲートキーパー養成講座の開催（健康課他）

地域における対策の支え手を育成し、見守り体制の強化を図るため、市民向けのゲートキーパー養成講座を開催します。また、日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員・児童委員、食生活改善推進員（ヘルスメイト）、見守りを行うボランティア、消防団員、認知症サポーター、うおぬま市民大学に参加する高齢者及び商工会等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ支え手となる人材の育成を進めます。

○ 地域の茶の間や地域老人クラブ等との連携（魚沼市社会福祉協議会、福祉課、健康課他）

老人福祉大会や地域老人クラブでの健康講座を利用し、地域での高齢者の見守り活動を推進していくために、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

▽ 市内の事業所や協会けんぽとの連携（魚沼地域振興局、健康課他）

こころの不調に早期に気づき、対応ができる人材の養成を推進するため、協定を結んでいる協会けんぽの協力を得て、市内事業所へ健康講座に関する周知を図り、健康講座を希望した事業所で、心身の健康維持や自殺予防の基礎知識等に関する講話を行います。

【評価指標】

評価項目	現状値（平成29年）	目標値（平成37年）	出典等
市職員向けゲートキーパー養成講座の受講者	42人	全職員が受講	（健康課）
自殺危機介入スキルワークショップ受講者延べ人数	15人/年 （平成28年）	増加	（健康課）
市民等向けゲートキーパー養成講座受講者延べ人数	115人/年	増加	（健康課）

【基本施策3】 市民への啓発と相談先の周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで相談機関等に関する情報を、様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう、講演会等を開催します。さらに3月の自殺対策強化月間や9月の新潟県自殺対策推進月間には、地域の広報媒体や図書館等の施設と連携し、地域全体へ自殺に関する問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

○ 魚沼市版こころの健康チェック、相談先リーフレットやカードの配布（健康課他）

窓口を訪れた市民に対する情報周知を図るため、本人や身近な人のうつ状態に早期に気づくためのチェック票と相談先を記載した「魚沼市版こころの健康チェック」や相談先カードを市役所や関係団体の窓口等に配架します。

○ 地域のネットワークを活用した情報提供（健康課他）

地域における相談先の周知を図るため、自治会長会議の場や、介護・高齢者支援事業所、障害福祉サービス事業所及び社会福祉協議会等の様々な分野の支援者へ相談先情報等のリーフレットを配布します。

○ 様々な施設を利用した啓発の推進（健康課、魚沼地域振興局、生涯学習課）

自殺対策の取組や相談先情報の周知を推進するため、3月の自殺対策強化月間や9月の新潟県自殺対策推進月間にあわせて、図書館等において関連資料等の展示やリーフレットの配架を行います。

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

○ 自殺対策に関する講演会の開催（健康課、魚沼地域振興局）

市民の自殺対策への関心を高め、地域全体で自殺対策を推進する意識を醸成するため、自殺対策に関する講演会を引き続き開催します。

○ 各種イベントにおける啓発（健康課、福祉課、魚沼市社会福祉協議会）

市民への自殺問題の啓発と相談先情報の周知を図るため、ふれあい福祉フェスティバルや老人福祉大会等の各種イベントにおいて、自殺対策に関するポスターの展示やリーフレット等の配布、講話等を引き続き行います。

○ 人権啓発事業との連携による啓発（市民課）

市民の人権が尊重され安心して暮らせる魚沼市の実現を目指すため、市民や市職員へ向けた講演会等を実施し、人権教育を推進しています。市民それぞれの人権が尊重されることが自殺を防ぐことへもつながります。

○ 各種講演会や講座と連携した自殺に関する普及啓発（市民課、生涯学習課、健康課他）

市民の自殺対策への関心を高めるため、うおぬま市民大学や健康講座（出前講座含む）等の市民向け講座において、自殺の現状や取組について引き続き情報提供をしていきます。

(3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

○ 市報やFM うおぬまの活用（健康課、総務課他）

自殺対策関連の情報を周知するため、3月の自殺対策強化月間や9月の新潟県自殺対策推進月間に合わせて、市報やFM うおぬまを活用し情報提供を行っています。

○ インターネットを通じた情報発信（健康課、総務課）

自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、引き続き本市のホームページ等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。

【評価指標】

評価項目	現状値（平成29年）	目標値（平成37年）	出典等
自殺対策に関する講演会の開催	1回/年	1回以上/年	（健康課）
「魚沼市版こころの健康チェック」を知っている人の割合	30.6%	50%	魚沼市民の自殺に関する意識調査
自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとする市民の割合	65.2%	80%	魚沼市民の自殺に関する意識調査

【基本施策 4】 生きることの促進要因の強化

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことが必要になります。このことを踏まえて、「生きることの促進要因」の強化に繋がり得る、様々な取組を進めます。

(1) 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

○ 保健師や精神保健福祉相談員等専門職による支援（健康課、魚沼地域振興局他）

心身の不調に関する相談を受け、必要に応じ関係機関と連携しながら支援を行っています。また、心身の健康づくりに関する様々な取組を引き続き行います。

○ 市民相談センター（総合相談窓口）での相談（市民課）

自殺のリスクを抱えている人は複数の問題を抱えていることが多いため、関係機関が連携し、相談支援にあたる必要があります。市民相談センターが市民の抱えている困りごとや悩みごとの解決と事件・事故の未然防止、消費者トラブルに関する相談等の総合的な相談窓口となり、庁内関係課や地域の関係機関と連携することで、スムーズな支援へつなげています。

○ 精神疾患を抱える人への支援（健康課、福祉課、魚沼地域振興局他）

うつ病などの精神疾患は、自殺のリスクを高める要因になるといわれています。精神疾患を抱える人が必要に応じ支援を受けることができるよう、引き続き保健師や精神保健福祉相談員等の専門家が相談等の支援や、個別の状況に合わせた継続支援を関係機関と連携し行います。

また、精神疾患の恐れがあっても精神科の受診に抵抗を感じ適切な医療につながらず、病状が深刻化することがあります。市民が精神科疾患に関し早期に専門家の相談につながるよう、引き続き精神保健福祉相談会を定期的を開催します。

○ 子育て世帯への支援及び児童虐待の防止（子ども課、健康課）

困りごとを抱えている子育て世帯を支援し児童虐待を防止するため、乳幼児健診や子育て相談等から把握した様々な課題のある妊産婦、乳幼児及び家族に対し、関係機関と連携して引き続き支援を行っていきます。

○ DV被害者への支援（福祉課）

配偶者や交際相手から暴力を受けるという経験は、本人及びその現場を目撃する子どもへも精神的な負担を負わせ、自殺のリスクを高めます。配偶者や交際相手から振るわれる暴力の被害者及び家族が安全な生活を送れるよう、引き続き関係機関と連携し相談や保護等の支援を行います。

○ 産後うつの予防、早期発見（健康課）

出産後は、こころやからだの変化が大きく、負担がかかりやすい時期であり、産後うつのリスクが高まる時期です。出産後の身体的精神的負担を軽減するため、必要な母体管理や育児指導、保健指導等の産後ケア事業を行い、医療機関と連携し産婦及び新生児を支援していきます。また、産婦健診や新生児訪問等で産後うつの早期発見と、必要に応じ産後ケア事業等の早期支援を引き続き行います。

○ 不登校、いじめ問題対策事業との連携（学校教育課）

不登校等の問題を抱えた児童生徒の復帰を支援するため、適応指導教室、別室登校支援、保護者相談等の各機能を発揮し、不登校等児童生徒の教育ニーズに対応する学校指導体制を引き続き整備していきます。

○ ひきこもり対策支援事業との連携（学校教育課）

ひきこもり当事者の居場所の確保や、家族を支援するため、引き続き教室及び相談会を開催し、包括的かつ継続的な支援を実施します。

○ 障害者とその家族に対する支援及び虐待の防止（福祉課、市民課、健康課他）

障害者の相談をワンストップで受け、関係機関と連携し本人や家族の支援を行うため、市民相談センターや市内の相談支援事業所等において相談を受けています。

○ 高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援（福祉課、健康課他）

各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図りながら、高齢者の変化に早期に気づき、必要な場合には支援を引き続き行います。

○ 「うおぬま健康ダイヤル」による電話相談の実施（健康課）

精神的不調や不安を抱える本人または家族の相談機会を確保するため、24時間利用できる電話相談を引き続き実施します。

▽ 「新潟県こころの相談ダイヤル」による電話相談の実施（新潟県）

精神的不調や不安を抱える本人または家族、及び様々な機関で支援や相談にあたる職員等を支援するため、県内共通ダイヤル（ナビダイヤル）による電話相談を実施しています。

○ 自殺事例や自殺未遂事例検討会の実施（健康課、魚沼地域振興局他）

自殺のリスクを抱える人へより効果的な支援が行えるよう、引き続き自殺や自殺未遂事例検討会を行い、自殺に至る要因の把握や分析、支援方法の検討を行います。

(2) 自殺未遂者への支援

○ 自殺未遂者及び家族への支援（消防本部、魚沼地域振興局、二次救急医療機関他）

自殺未遂者及び家族に対し相談先の周知を図るため、相談窓口等の支援先を記載したカードを状況に応じて配布します。

▽ 自殺未遂者及びその家族への相談支援（魚沼地域振興局、健康課他）

自殺未遂者や自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け、相談者の状況や抱えている問題を把握し、必要な支援を実施します。

▽ 自殺未遂等ハイリスク者に対する支援体制の強化

（魚沼地域振興局、中越地域いのちとこころの支援センター、二次救急医療機関、小出警察署、他）

自殺ハイリスク者への対応力向上と支援体制の強化を図るため、検討会を開催するとともに、救急病院との必要な情報共有が可能な体制づくりを進めます。また、自殺未遂者に関わる支援者への研修を開催できるよう、関係機関との協議及び検討を進めます。

(3) 遺された人への支援

○ 死亡届時の情報提供（市民課、健康課）

死亡届時に遺族に起こり得る心身の変化や相談窓口等を記載したリーフレットを引き続き配布し、情報提供を行います。

○ 遺族への支援（健康課、魚沼地域振興局他）

庁内関係課や地域の関係機関と連携して、自死遺族の支援を行います。各種相談先の情報等をホームページや市報に掲載して、情報周知に努めます。

(4) 支援者への支援

▽ 市町村や関係機関・団体による相談対応等への支援

（魚沼地域振興局、中越地域いのちとこころの支援センター）

市や関係機関及び団体が、より適切な支援を提供できるよう、市、関係機関及び団体等に対し、専門的立場から必要な支援を行うことで、相談援助体制の強化と充実を図ります。

【評価指標】

評価項目	現状値（平成 29 年）	目標値（平成 37 年）	出典等
自殺事例や自殺未遂事例の検討会の開催	1 回/年	1 回以上/年	（健康課）

【基本施策 5】 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調等の、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。このことから保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

(1) SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

○ SOS の出し方に関する授業の検討（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課）

文部科学省による教職員向け教材や教職員の資質向上に向けた研修等、国の動向等も踏まえつつ、授業の実施に向けて、実施方法や内容を検討します。

○ 授業を担当できる講師の養成（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課他）

継続的に支援に携わることが可能な保健師や社会福祉士、精神保健福祉士等の地域の専門職が、「SOS の出し方に関する教育」の講師を担えるように育成に努めます。

(2) SOS の出し方に関する教育に対する理解の促進

○ 学校長に対する情報提供の実施（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課）

SOS の出し方に関する教育の理解を促し、実施に向けた基盤を整備するため、市内学校長を対象に開催される校長会議において、全国的な若者の自殺の実態及び彼らの抱え込みがちな自殺のリスクや、SOS の出し方に関する教育等の情報を提供します。

○ 教職員に対する情報提供の実施（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課）

教職員の SOS の出し方に関する教育の理解を促し、実施に向けた基盤を整備するため、教職員向けに様々な機会を捉え、市内の児童生徒や全国的な若者の自殺の実態、及び彼らの抱え込みがちな自殺のリスクや、SOS の出し方に関する教育等の情報を提供します。

(3) 児童生徒からの SOS に対応する支援体制の構築

○ 教職員との情報交換会の実施（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課）

市内児童生徒の実態や必要な支援体制について検討し、支援体制の構築を進めていくため、教職員との情報交換会を実施します。

○ 児童生徒や若者に対する支援情報の提供（学校教育課、魚沼地域振興局、健康課）

児童生徒や若者に対し、いじめやネット上のトラブル、薬物依存等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意喚起と相談先情報の周知を図るため、リーフレット等を配布します。

▽ 「新潟県いじめ相談メール」「新潟県いじめ相談 SNS (LINE)」による相談

(新潟県教育委員会)

いじめは自殺のリスクにつながりかねない問題です。いじめに悩んでいる児童生徒や若者が悩みを抱え込まず、少しでも早期に相談できるよう、児童生徒や若者に身近なメールや SNS を活用した相談対応を実施します。

【評価指標】

評価項目	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 37 年)	出典等
児童生徒の自殺者数	0 人	現状維持	人口動態統計
「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」に関する情報交換会に参加した教職員がいる学校数	未実施	全小中学校が参加	(健康課) (学校教育課)
市内の中学校において「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」の授業を一度は実施している学校数	未実施	全中学校が実施	(健康課) (学校教育課)

6 関連の「生きる支援」施策

本市の事務事業評価対象事業のうち40事業について、「◎：生きる支援そのものとなる事業」、「○：生きる支援に関連する事業」及び「△：生きる支援に関連しうる事業」として分類し、重点施策と基本施策との関連性について示しました。

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるという視点から、庁内各課等で行われている事業を活かし、自殺対策との連携を図ります。

各事業の評価については、毎年実施している事務事業評価の結果を参考とします。

関連の「生きる支援」施策				◎:「生きる支援」そのものとなる事業 ○:「生きる支援」に関連する事業 △:「生きる支援」に関連しうる事業								
No.	担当課	事務事業名	事業内容	判定	生きることの包括的な支援(自殺対策)の視点を加えた事業(案)	重点施策1	重点施策2	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5
1	総務課	職員研修事業	・行政職員としての資質を整えた職員を育成するため、 職場内研修 や新潟県市町村総合事務組合に一部委託し職場外研修を行う。	◎	・庁内における職員研修の中に、自殺対策に関連する内容を盛り込むことを検討する。 ・自殺予防対策の専門的な知識を持ち、相談対応ができるような職員の人材育成を行う。				●			
2	企画政策課 北部振興事務所	地域との「絆」推進事業	・住民自身が地域の現状や課題を把握し、行政と協働した地域の維持活性化を図るための支援を行うことを目的に 集落支援員を配置し、市、自治会、コミュニティ協議会等と連携しながら、地域の現状、課題、あるべき姿などについての「話し合い」を促進するとともに、その結果を踏まえた地域の維持活性化対策の促進を図る。	○	・集落支援員の地域での活動自体が地域での助け合いや見守り体制の促進へつながり、自殺予防につながる。日々の活動の中で、地域での気づき・つながり・見守り役としての視点をもらえるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。	●		●	●		●	
3	北部振興事務所 企画政策課	地域おこし協力隊受入事業	・地域おこし協力隊を受け入れ、地域への定住・定着を図り、 地力高め る。	○	・地域おこし協力隊に日々の活動の中で、地域での気づき・つながり・見守り役としての視点をもらえるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。			●	●			
4	市民課	人権啓発事業	・ 市民の人権が尊重され安心して暮らせる魚沼市の実現を目指して、市職員や市民へ向けた講演会等を実施し人権啓発を推進する。	◎	・市の総合計画の目標「生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり」にむけて、生きづらさを抱えても安心して暮らせるように、人権啓発事業を推進することが、生きる支援そのものとなり得る。				●	●		
5	市民課	市民相談事業	・市民相談センターは 市民が抱えている困りごとや悩みごとの解決と事件・事故の未然防止に資するための総合的な相談窓口 である。また、 消費者トラブル等の相談対応 、出前講座をはじめとした取り組みを実施し、未然防止のための啓発を行っている。	◎	・市民が抱えている困りごとや悩みごとの解決と事件・事故の未然防止に資するため、関係機関と連携し総合的な相談対応を行っており、生きる支援そのものとなり得る。	●	●	●	●	●	●	
6	福祉課	生活困窮者自立相談支援事業	・ 自立相談支援事業(自立相談支援、就労準備支援及び家計相談支援)を行う。 ・支援調整会議や事業連絡会を開催する。	◎	・生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。支援を行う中で不調のサインに気づいた場合は、必要に応じ連携しながら支援を行う。	●	●	●	●	●	●	
7	福祉課	総合相談支援事業	・地域の 高齢者の心身の状況や居宅における生活の実態、地域の状況を把握し、初期相談対応、継続的・専門的相談対応をふまへ、保健・医療・福祉・権利擁護・その他施策に関する総合的な相談支援を行う。 また、地域ケア会議において地域課題を明確にし施策に反映する。	○	・総合相談による複合的な悩みを整理し、解決に向けた支援を行う。	●	●	●	●	●	●	
8	福祉課	精神障害者医療費助成事業	・対象とする 精神障害(原)者の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期治療及び発病の予防を促進し、対象者の保健及び福祉の向上を図る。	○	・窓口対応に従事する職員に気づき・つなぎ役の視点をもらえるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。 ・必要に応じ、相談先窓口等の紹介を行う。				●			●
9	福祉課	地域生活支援事業(相談)	・根拠法令等で義務付けられた 障害者等の総合的な相談業務 を「指定一般相談支援事業者」の指定を受けた事業者へ委託し実施する。総合的な相談を強化するため、ケアプランを作成する指定特定相談支援事業者に対し法令外の業務として一部委託する。	○	・相談業務の中で市民の不調のサインに気づいた場合、必要に応じ関係機関と連携し支援を行う。				●			●
10	福祉課	地域生活支援事業(その他事業)	・障害者総合支援法に規定する、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。 障害者等に対する研修・啓発活動、成年後見制度の利用支援、手話塾・手話通訳・養成事業、日常生活用具給付、障害福祉サービス(移動支援、日中一時支援、訪問入浴等)の認定・給付等。	○	・受付や相談業務の中で、心身の不調や生活困窮等支援が必要な市民と接する機会があった場合、関係機関と連携し支援を行う。				●	●		●
11	福祉課	社会福祉管理事業(DV対策事業)	・重大な人権侵害である 配偶者や交際相手から振るわれる暴力(DV)の被害者を支援する。	○	・DV被害者は一般的に自殺のリスクが高い人が少ないため、関係機関と連携し支援を行う。				●			●
12	福祉課	社会福祉管理事業(障害者虐待防止事業)	・虐待防止に主眼を置く障害者の人権に関する啓発魚沼市障害者虐待防止マニュアルに基づく早期対応 (虐待事業発生時の被害者の支援、擁護者等虐待者の支援)	○	・虐待への対応を糸口に、当事者や家族等を支援することで、背後にある様々な問題を把握し、適切な支援先へとつなぐ接点となる。 ・職員に気づき・つなぎ役の視点をもらえるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨する。				●			●
13	福祉課	生活保護事業	・ 生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業及び総裁扶助に関する事務や支援、就労支援や資産調査等を行う。	◎	・生活保護受給者は、受給していない人に比べ、自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチする機会となり得る。扶助受給等の支援を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクの高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	●	●		●		●	
14	福祉課	権利擁護事業	・高齢者虐待や消費者被害が近年急増している状況があり、 高齢者の権利擁護事業を総合的かつ迅速に行い、身寄りのない高齢者に対し、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業などの利用に結びつける支援を行う。 ・ 高齢者虐待対応・成年後見制度相談	○	・高齢者の人権を守り、介護者のストレス軽減を図るセーフティネット機能となることが、自殺予防へつながり得る。	●			●		●	
15	健康課	心の健康づくり推進事業	・自殺者の減少に向けて「普及啓発」「相談事業」「人材育成」「ネットワークの構築」「実態把握」「ハイレスク者支援」を実施する。	◎	自殺者の減少に向けて「普及啓発」「相談事業」「人材育成」「ネットワークの構築」「実態把握」「ハイレスク者支援」を実施する。	●	●	●	●	●	●	●
16	健康課	電話健康相談事業	・急病の対処法、家庭内の応急手当、受診の目安、 育児の悩み、健康相談等に、魚沼市専用のフリーダイヤルで24時間、365日対応する。	◎	・専門家による健康相談等を24時間対応することで、市民の不安解消につながる。							●
17	健康課	母子健康相談・教育事業	・ 妊娠届出時から就学前までの母子保健事業の中であらゆる機会を通じた健康相談、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、母子健康手帳の活用や制度の周知、等を実施し不安の軽減を図る。 ・ 望ましい生活習慣の意識付け。	○	・相談や窓口対応の際は自殺対策の視点をもち対応する。 ・新人研修やスキルアップ研修においてゲートキーパー研修を実施する。							●

関連の「生きる支援」施策												
●:「生きる支援」そのものとなる事業 ○:「生きる支援」に関連する事業 △:「生きる支援」に関連する事業												
No.	担当課	事務事業名	事業内容	判定	生きることの包括的な支援(自殺対策)の視点を加えた事業(案)	重点施策1	重点施策2	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5
18	健康課	乳児家庭全戸訪問事業	・市が委嘱した訪問従事者等が生後4カ月までに全戸家庭訪問をする。児童虐待を未然に防ぐことを念頭に置き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、 親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い育児不安の悩みや相談に応じる 。養育の必要な家庭に対し、専門職が訪問し、必要な専門的相談及び支援を行う。	○	・育児不安や育児困難、孤立等を感じている母子がいた時は保健師へ知らせてもらい、必要な支援を行う。					●		●
19	健康課	妊産婦・新生児訪問事業	・助産師等に依頼し、妊産婦・新生児の訪問指導を実施する。未熟児養育医療の対象となった児を重点対象、 特定妊婦等支援が必要な妊婦に対し、妊婦中から保健師が訪問し相談支援を行う 。	○	・従事者へ研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策をふまえた対応の強化を図る。					●		●
20	健康課	産後ケア事業	・出産直後の母子に対し、 産後の母体管理 及び沐浴、授乳等の育児指導並びにその他必要な保健指導を行うことで、産婦の心身の健康の保持と乳児の健全な育成の促進を図る。	◎	・出産後は、こころやからだの変化が大きく、負担がかかりやすい時期であり、産後うつ等のリスクが高まる時期である。産後ケアを行うことで、産後うつの予防、早期発見と早期支援へつなげることができる。							●
21	健康課	乳幼児健診事業	・母子保健法で定められている1歳6カ月健診、3歳児健診に加え、4カ月健診、9-10カ月健診、2歳児健診を実施する。精密検査が対象となった場合、受診権を交付し医療機関で実施(委託)する。 要支援となった場合は、関係機関と連携し事後継続的に支援する 。	○	・保健師等に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。					●		●
22	健康課	保健対策事業	・市民が健康づくりや生活習慣病予防に主体的に取り組むことができるよう、健康教育、個別訪問指導、 健康情報の発信 を行う。	○	・健康づくりの様々な機会を捉え、各種相談に関係機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に健康問題を把握することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ・心身の健康に関する啓発を推進する。 ・各庁舎にある健康コーナーを活用し啓発を行う。						●	●
23	土木課	公営住宅等管理事業	・公営住宅等の入居管理、入退去に関する相談、支援を行う。	○	・住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。 ・公営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。	●	●			●		●
24	消防本部	消防署事業	・ 傷病者の救急救護活動	○	・頻繁に自傷行為を繰り返す住民に関する関係機関との相談や情報共有について検討する。 ・相談先カードの配布について検討する。					●		●
25	消防本部	消防団管理事業	・出初式、消防フェスタ等消防団事業	△	・消防団及びイベント参加者へ予防チラシやティッシュなど配布する。 ・消防団は地域に根差した活動を行っている。今後のゲートキーパー養成講座の実施について検討する。							●
26	消防本部	予防事業	・予防広報事業	△	・火災運動事業(イベント)にて予防チラシやティッシュなど配布する。							●
27	教育委員会	養育医療費助成	・医師の診断等により、 入院養育を必要とする未熟児の医療費負担の軽減を図るために医療費の助成 をする	○	・申請者から相談があった場合や、様子がおかしいことに気がついた時などは、関係部署に情報提供をしてつなぎ、連携することを継続する。					●		●
28	教育委員会	ひとり親家庭等医療費助成事業	・ ひとり親家庭等の母または父及び児童を対象に、保険診療にかかると自己負担額のうち、一部負担金を除いた額を助成 する。また、魚沼市独自の制度として、高校生までの児童は入院一部負担金を無料とする。	○	・申請者から相談があった場合や、様子がおかしいことに気がついた時などは、関係部署に情報提供をしてつなぎ、連携することを継続する。 ・子育て相談窓口の周知を図る。					●		●
29	教育委員会	児童扶養手当給付事業	・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父または養育する者に当該児童についての手当を支給する。	○	・申請時に面談することにより、その家庭の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。					●		●
30	教育委員会	子育て支援センター管理運営事業	・子育て支援拠点施設である子育て支援センターの管理運営を行う。 就園前の子供と親の交流の場の提供と子育て相談、育児情報の提供 を実施する。	○	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が保護者にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ・保護者が集い交流できる場を提供することで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期対応につなげる接点にもなり得る。 ・各種相談に関係機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●	●	●
31	教育委員会	親子ふれあい支援事業	・ 子育て中の養育者の孤立化を防ぎ、適切な育児情報や交流の場を提供するために、出張広場、子育てサークル支援、子育てボランティア育成等 を行う。	○	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が保護者にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ・保護者が集い交流できる場を提供することで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期対応につなげる接点にもなり得る。 ・職員や子育てボランティアにゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺のリスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる。					●		●

関連の「生きる支援」施策

- :「生きる支援」そのものとなる事業
- :「生きる支援」に関連する事業
- △:「生きる支援」に関連しうる事業

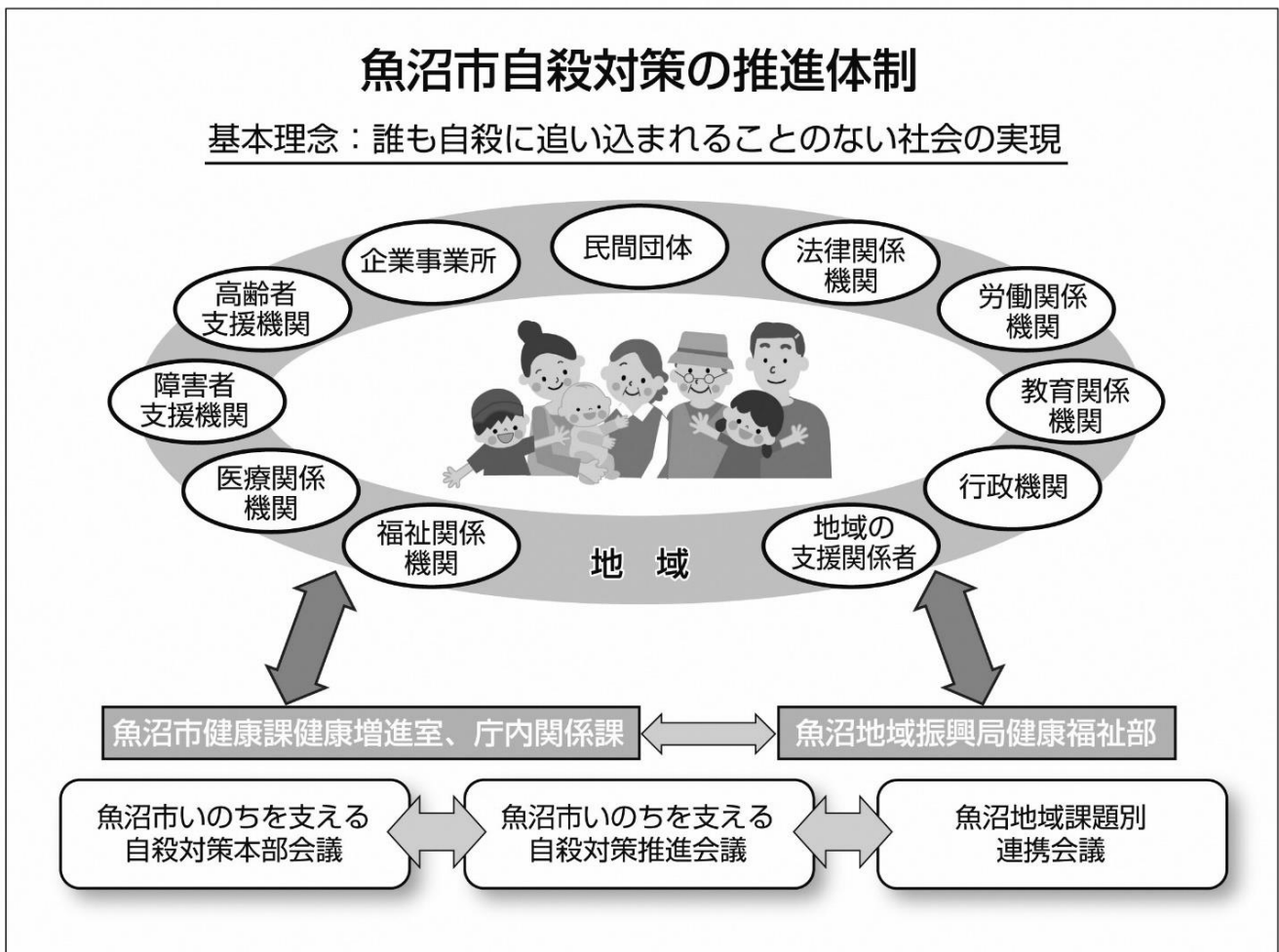
No.	担当課	事務事業名	事業内容	判定	生きることの包括的な支援(自殺対策)の視点を加えた事業(案)	重点施策1	重点施策2	基本施策1	基本施策2	基本施策3	基本施策4	基本施策5	
32	教育委員会	要保護児童相談・支援事業	・ 要保護児童(被虐待児童)相談支援及び要支援産婦相談支援の実施等により児童虐待の防止を図る。 児童虐待に関わる福祉、医療、教育など多岐にわたる機関で適切な援助のための要保護児童対策地域協議会を開催する。	◎	・児童への虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ・被虐待の経験は、児童自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、児童の自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。			●	●		●	●	
33	教育委員会	不登校・いじめ問題対策事業	・ 適応指導教室、別室登校支援、保護者等相談 の各機能を発揮し、不登校等児童生徒の教育ニーズに対応する学校指導体制を支え、児童生徒の学校、教室への復帰を目指す。	◎	・現在、適応指導教室を利用している児童生徒については、学校と連携しながら、親の相談も含め支援しているため、今後も継続していく。			●	●		●	●	
34	教育委員会	ひきこもり対策支援事業	・ 実態把握、個別支援についての調整、関係機関との支援体制についての調整。 ・家族教室・座談会等の開催。	◎	・ひきこもりの本人のみならずその家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性がある。 ・実態を把握し、可能な限り早期の段階から関係機関で連携し、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、自殺のリスク軽減につながる。			●			●	●	
35	教育委員会	地域療育支援事業	・ 発達障害またはその疑いのある幼児の集団適応、二次障害の発生予防、保護者の育てにくさの軽減をはかるため、療育教室や園訪問等を行う。 また、保育職員の発達障害への理解を深め、資質向上のための研修会を行います。	○	療育教室や園訪問等を通じ、親の児に対する育てにくさに対する相談に応じること、親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ること、包括的な支援を提供し得る。							●	
36	教育委員会	生涯学習推進事業	・生涯学習に係る計画の立案、生涯学習推進会議の運営、 生涯学習団体の支援、人権講演会の開催。	△	・生涯学習団体が充実することで、市民の居場所や生きがいづくりとなり、自殺予防へつながり得る。 ・人権講演会で人権に関する正しい知識を普及することが、自殺対策につながる。							●	
37	教育委員会	うおぬま市民大学事業	・魚沼市民が生涯学習に取り組むことができるように 学習機会を提供し 、市民が学ぶ楽しさを知り、様々な知的探求を進めることにより豊かな生活の実践を手助けする。 ・ 2回/年の大規模講演会 を実施、公民館講座等と連携し実践講座を開催。	○	・講演会等の中で地域の自殺の実態や対策についての内容を取り入れることで、情報の周知と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。							●	
38	教育委員会	家庭教育事業	・家庭教育力の向上とその支援体制の確立、社会全体で子どもを育む運動、ぶちトくらぶ、ありがとう作文事業。 ・ 小中学校子育てセミナー、子ども育み講座(PTA、子育て支援団体との事業連携) ・ 私立幼稚園、保育園PTA保護者会学習支援事業	△	・社会全体で子どもを育む気持ちを醸成することで、子どもの孤立化を防ぎ、自殺対策へつながり得る。 ・セミナー等で相談先の情報等を提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。							●	
39	教育委員会	地区公民館講座教室事業	・地域住民の 身近な生涯学習拠点として、各種講座教室、講演会等を開催し 、住民の教養向上、生活文化振興を目的に活動している。	△	・各種講座教室等が充実することが、市民の居場所や生きがいづくりとなり、孤立化予防、自殺予防へつながり得る。							●	
40	教育委員会	図書館管理運営事業	・市民の教育、文化の発展に寄与するため、 小出郷、広神図書館及び公民館図書室の管理運営 をする。	○	・図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ・学校に行きづらいと思っている子供たちにとって「安心して過ごせる場所」となり得る可能性もある。							●	●

第6章 自殺対策の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、副市長をトップとした各課長等で構成される魚沼市いのちを支える自殺対策本部会議において、本計画の各事業の進捗状況等の把握を行い、全庁的な取組として自殺対策を推進していきます。

また、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の行政機関や関係団体と公募の市民で構成される魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議においても、進捗状況の評価を行うとともに、専門家からの意見聴取や、構成団体と連携した取り組みの検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

さらに、魚沼地域振興局が実施する課題別連携会議とも連携し、自殺対策の推進を図ります。



※ 課及び室等の組織については、平成30年度の名称で記載してあります。

資料編

- 1 相談機関一覧
- 2 魚沼市これまでの取組
- 3 魚沼市版こころの健康チェック
- 4 魚沼市気づきカード
- 5 魚沼市自殺防止対策のための基本指針
- 6 計画策定の経過
- 7 自殺対策基本法
- 8 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議設置要綱
- 9 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会設置要綱
- 10 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議委員名簿
- 11 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会委員名簿

1 相談機関一覧

電話番号及び開設日時が変更になっている場合があります。

○ こころの不安や悩みなどの相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼市健康課健康増進室	025-792-9763	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-8614	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
新潟県中越地域 いのちこころの支援センター	0258-88-0070	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
うおぬま健康ダイヤル24	0120-656-680	毎日24時間
新潟県こころの相談ダイヤル	0570-783-025	
新潟いのちの電話	長岡 0258-39-4343 新潟 025-288-4343	

○ 日常生活でのトラブルや困り事、生活苦などの相談及び法的な相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼市福祉課厚生室 ※生活苦や生活福祉に関する相談	025-792-9767	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市市民相談センター	025-792-8844	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15 17:30～20:00 第1日曜日 8:30～12:00 ※17:30～20:00、第1日曜日は予約制
魚沼市社会福祉協議会	025-792-8181	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:30
新潟県弁護士会 リーガルサービスセンター ※予約制、面談相談、原則有料	長岡相談所 0258-86-5533 新潟相談所 025-222-5533	長岡相談所 月、水、木曜日（祝日を除く） 13:00～15:30 新潟相談所 月～金曜日（祝日を除く）12:00～17:00
法テラス新潟（日本司法支援センター） ※経済的に余裕がない方を対象	050-3383-5420	月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00
犯罪被害者支援ダイヤル （日本司法支援センター）	0570-079714	月～金曜日（祝日を除く）9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
新潟県司法書士会 司法書士総合相談センター	025-240-7867	月～金曜日（祝日を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
新潟県消費生活センター ※商品や契約、多重債務等相談	025-285-4196	月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00 土曜日 10:00～16:30

○ 労働に関する相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
長岡労働相談所	0258-37-6110	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
小出総合労働相談コーナー	025-792-0241	月～金曜日（祝日を除く）9:00～16:30
南北魚沼・小千谷市 地域産業保健センター	025-773-2921	月～金曜日（祝日を除く）8:00～12:00

平成31年3月現在

○ 妊産婦、こども及び青少年等に関する相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼市健康課健康増進室 ※妊産婦から子どもの育児・健康相談等	025-792-9763	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市子育て支援センター ※子育て全般の相談	025-792-6356	月～金曜日（祝日を除く）9:00～16:00
魚沼市児童虐待相談専用電話 スマイルコール	025-792-0204	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市教育委員会学校教育課 ※児童・生徒の教育に関する相談	025-794-6072	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
南魚沼児童相談所 ※主に虐待に関する相談	025-770-2400	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
新潟県いじめ相談電話	0258-35-3930 025-526-9378	毎日24時間
全国統一24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	
子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
長岡少年サポートセンター ※子どもの非行などの問題行動の相談	0258-36-4970	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
子ども・女性電話相談 ※DV、離婚、女性の保護等の相談	025-382-4152	毎日9:00～22:00
DV・児童虐待相談フリーダイヤル	0120-26-2928	

○ 高齢者やご家族の心配事、悩み事の相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼市福祉課介護福祉室	025-792-9755	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市地域包括支援センター	025-792-9760	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市南部地域包括支援センター	025-793-7337	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:30
ほんだ病院認知症疾患センター	025-792-7338	月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00

○ 身体・知的・精神障害に関する心配事、悩み事の相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼市福祉課厚生室	025-792-9767	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-8614	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
うおぬま相談支援センター	025-793-4011	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

○ 難病、医療に関する悩み事の相談先

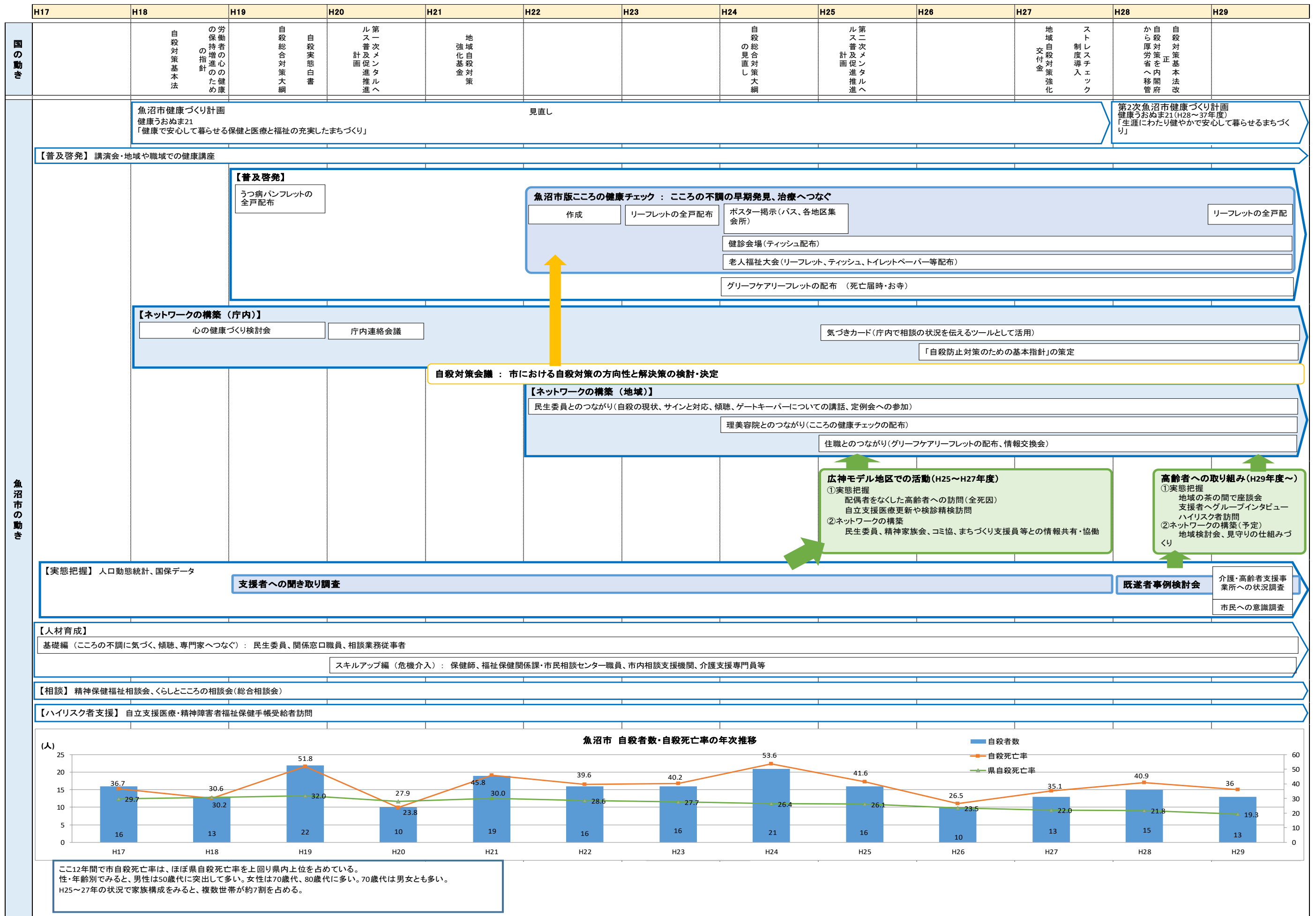
相談窓口	電話番号	相談時間
魚沼地域振興局健康福祉部	025-792-8614	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15
魚沼市健康課健康増進室	025-792-9763	月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

○ 犯罪被害、生活安全に関する相談先

相談窓口	電話番号	相談時間
小出警察署生活安全課	025-793-0110	毎日24時間

平成31年3月現在

2 魚沼市これまでの取組



9月 は新潟県自殺対策推進月間

ご存知ですか？「こころの健康チェック」

県内でも自殺死亡率が高い魚沼市。大切な命を守るため、こころの不調のサインに少しでも早く気づいて欲しい、そんな思いでこころの健康チェックを作成しました。

何だかいつもと違うと感じた時、「自分自身で気づく」ため、「周囲の人が気づく」ため、このチェックリストを利用してみてください。

こころの健康チェック

魚沼市版

次のようなことが2週間以上続いていませんか？

- 物事に興味が持てない、喜びや楽しみを感じられない。
- 気分が落ち込み、憂うつになる。
- 寝つきが悪い、途中で目が覚める。
- あまり食欲がなく、食べ物がおいしくない。
- 何をするにもおっくうで、疲れやすい。
- 自分はダメな人間だ、生きていても価値がないと感じる。
- 物事に集中できない、物が考えられない。
- 身体の動きや話し方が遅くなる。
- イライラ・そわそわして落ちつかない。
- "死にたい"と思うことがある。
- 飲酒の量や回数が増えた。

3つ以上該当した方は、こころやからだの不調になっている可能性があります。相談機関やかかりつけ医にご相談ください。

＜お問い合わせ先＞
魚沼市 健康増進室（湯之谷庁舎）
電話 025-792-9763



(魚沼地域「命をまもる」自殺予防キャッチコピー)

4 魚沼市気づきカード

魚沼市気づきカード

紹介日：平成 月 月 日（ ）

相談年月日	平成 年 月 日（ ）	区分	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）
相談担当者	課 室 氏名		電話(IP)
相談者	住所	氏名	電話

相談の様子

① 深刻な出来事があった（相談の中から） ↔ ② こころの健康チェック

相談の中で深刻な状況があるかどうか確認してください。

- 大切な人との死別・離別
- 大きな失敗
- 失業
- 借金
- 住居の喪失
- 経済苦
- 本人や家族の重い病気や障害など

3つ以上〇がつく、もしくは6か7に〇がつくかどうか確認してください。

- 1 ひどく沈んでいる
- 2 集中できない
- 3 返事に時間がかかる
- 4 なかなか決断できない
- 5 くよくよしていて悲観的
- 6 涙もろい**
- 7 自分はダメだという**

ない

ある

つかない

つく

③ 睡眠
眠れる 眠れない

相談のなかで睡眠について尋ねてください

眠れる

眠れない

カードを健康増進室へ

健康増進室に紹介

④ 紹介についての了解

あり なし

できるだけ早く健康増進室に連絡しカードを提出する

紹介後 相談担当者年月日	平成 年 月 日（ ）
紹介後 対応者（健康増進室）	氏名
紹介後 対応区分 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）	紹介元への連絡 <input type="checkbox"/> 済み（ / ）

※ 平成 31 年度以降、見直し予定

5 魚沼市自殺防止対策のための基本指針（平成 27 年 1 月 5 日）

1 指針策定にあたって

わが国の自殺者数は、平成 10 年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準が続いており、平成 22 年に 3 万人を下回った（厚生労働省人口動態統計）ものの、依然として深刻な状況にあります。

本市においても、平成 15 年から平成 24 年までの 10 年間に、180 人の尊い命を自殺でうしなっています。

自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係していることを踏まえ、平成 18 年 10 月、国を挙げて総合的に自殺防止対策を推進するため「自殺対策基本法」が施行され、併せて平成 19 年 6 月、国が推進すべき自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。

自殺総合対策大綱では、「地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を独自に設定して取組を進めるべきである。」とされています。

本市においても、自殺防止対策の方向性について共通認識を持ち、自ら命を絶つことのない「生きやすい居心地のいい地域づくり」を推進するため、「魚沼市自殺防止対策のための基本指針」を策定します。

2 国の自殺対策の経緯

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ○自殺対策基本法 | 平成 18 年 10 月 25 日施行 |
| ○自殺総合対策大綱 | 平成 19 年 6 月 8 日閣議決定 |
| ○自殺対策加速化プラン | 平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定 |
| ○いのちを守る自殺対策緊急プラン | 平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定 |
| ○新たな自殺総合対策大綱 | 平成 24 年 8 月 28 日閣議決定 |

【参考】自殺総合対策大綱における自殺対策の基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- ・自殺は、その多くが防ぐことができる社会的問題
- ・自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

3 自殺の現状

○平成 25 年の自殺の概要（全国）

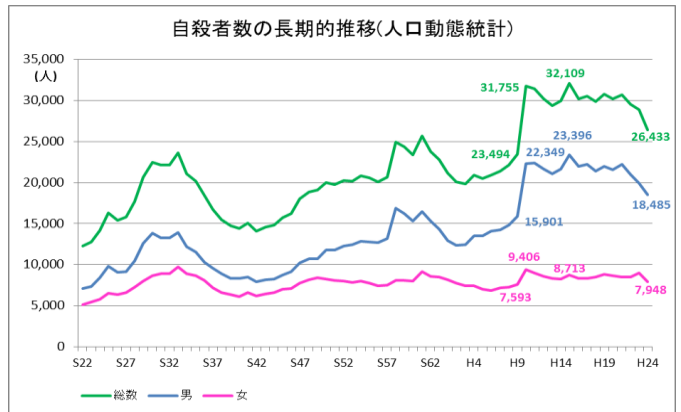
自殺統計によると、平成 25 年の自殺者数は 27,283 人で、前年に比べ 575 人減少しました。性別では、男性が全体の 68.9%を占めています。年齢別の状況では、「60 歳代」が全体の 17.3%を占め、次いで「40 歳代」16.8%、「50 歳代」16.4%、「70 歳代」13.9%の順となっており、前年と比べて、「70 歳代」および「80 歳代」を除く年齢階級で自殺者数が減少しています。

原因・動機別の状況では、原因・動機特定者は全体の 74.2%であり、そのうち「健康問題」にあるものが最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」の順となっており、前年と比べて、「健康問題」を除く原因・動機で自殺者数が減少しています。

（平成 26 年度版 自殺対策白書より）

【参考】厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

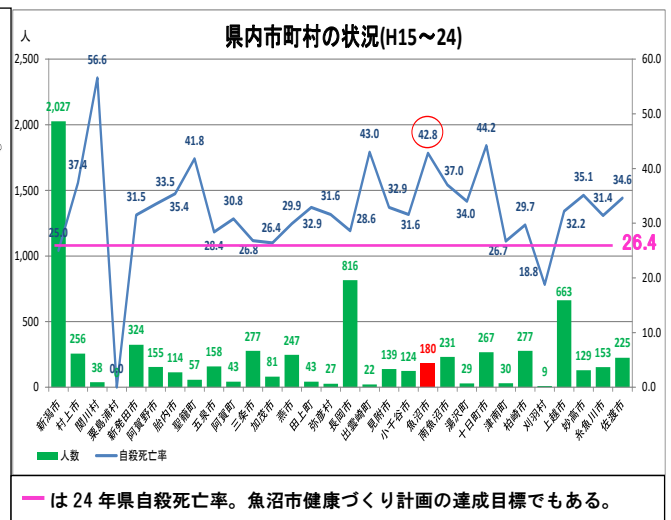
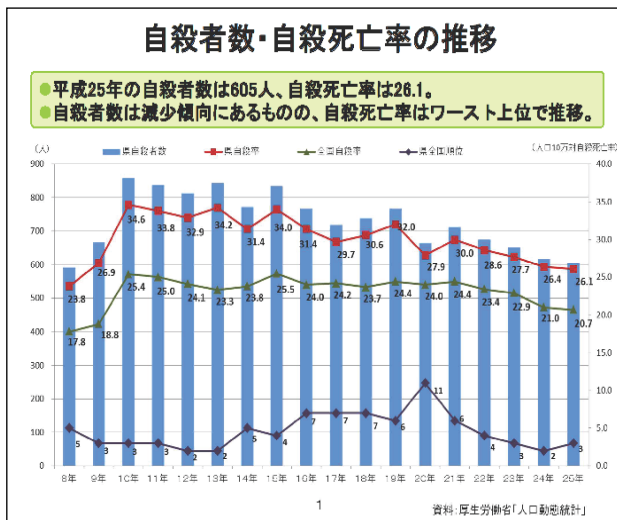
	厚生労働省 人口動態統計	警察庁 自殺統計
対象	日本における 日本人	総人口(日本在住外 国人を含む)
調査 時点	住所地を基に死亡 時点で計上	発見地を基に死体発 見時点で計上
計上 方法	自殺、他殺あるい は事故死のいずれ か不明のときは自 殺以外と計上	捜査等により、自殺 であると判明した時 点で計上



厚生労働省「人口動態統計」より

○新潟県の現状

全国と同様、自殺者数・自殺死亡率とも減少傾向にあるものの、自殺死亡率は全国よりも常に高い値で推移しています。性・年齢別に自殺者数をみると、男性は特に40～60歳代の働き盛り世代が多く、女性は60歳代以上が約6割を占めています。

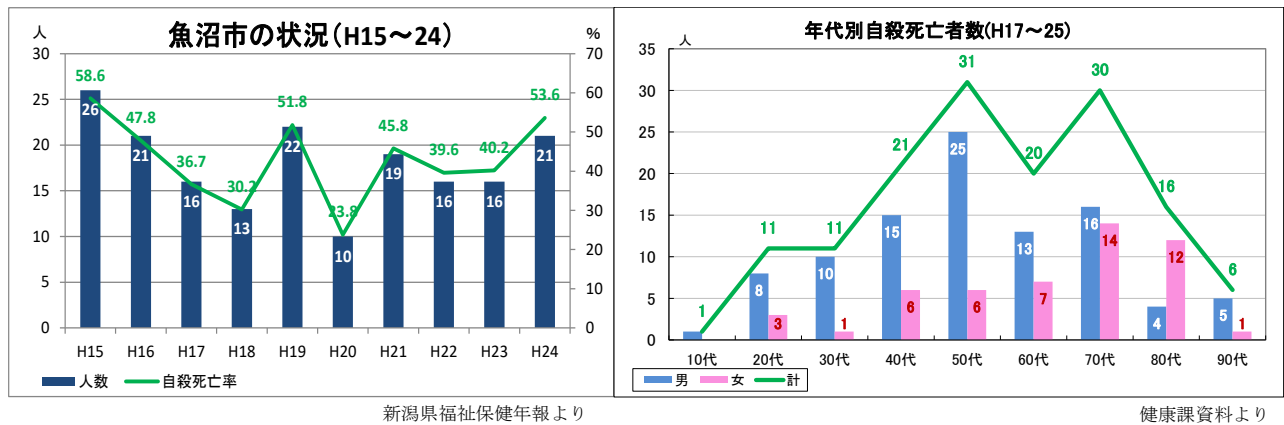


平成26年度第1回「新潟県自殺予防対策推進県民会議」資料より

○魚沼市の現状

平成15年から24年までの10年間の自殺者数は180人、自殺死亡率は42.8で、県内ワースト上位の状況が続いています。平成24年の人口動態統計によると、自殺死亡率は53.6で、全国(21.0)の約2.5倍、新潟県(26.4)の約2倍と、県内市ワースト1でした。

平成17年から25年までの自殺者数を性別にみると、男性は全年代に渡っているものの50歳代が突出しており、女性は70歳代・80歳代が多くなっています。年齢別では、10～30歳代の若い世代は他年代に比べて少ないものの、近年増加傾向にあります。



- 【参考】既遂事例から把握した主な危険要因（魚沼市）
- ・精神疾患（うつ病、統合失調症、アルコール依存症など）
 - ・配偶者や身内との死別、離別
 - ・喪失体験
 - ・家族内の不和
 - ・職場の問題（多忙、人間関係）
 - ・経済的な問題
 - ・身体的健康の悪化

4 これまでの取組

合併以前においても自殺者数が多い地域でしたが、合併後（中越大震災後）から平成 18 年までは減少傾向にありました。この傾向は本市に限ったものではなく、震災後に心のケア事業等による手厚い支援があったことや、復興関連事業の増加による経済的効果も一因と言われています。

しかし、平成 19 年に自殺死亡率県内市ワースト 1 位となったことから、重点的に自殺防止対策を次のように進めてきました。

- ・平成 21 年度に、精神科医や関係機関を構成員とする自殺対策会議を設置し、自殺対策を効果的に進めるための体制づくりを行いました。
- ・「生きる力を学ぶ」「自己効力感を高める」をキーワードに、市民一人ひとりがストレス対処法を身につけると共に、メンタル不調時に適切に行動できることを目指し、自殺予防講演会や健康講座などを通して啓発に努めました。
- ・「こころの不調に早期に気づき、支援につなぎ、見守ることが普通にできる地域のネットワークの構築」を目指し、民生児童委員をはじめとする地域の支援者との連携強化や、傾聴と支援の手法を学ぶ研修会を継続して開催しました。
- ・市民自らが、またその周囲の人が心の不調に早期に気づき、相談や医療につなぐことができるよう、自殺対策会議において作成した「魚沼市版こころの健康チェック」の普及・活用に努めました。
- ・自殺の多い地区をモデル地区とし、住民、民生児童委員、保健師との間に顔の見える関係を築きながら、地域における支援の体制づくりを行いました。

5 課題

国・県では減少傾向にありますが、当市においては依然として深刻な状況が続いています。対策を推進する

ためには、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係していることから、様々な分野の関係者との連携強化に加え、庁内各部署において自殺防止対策も踏まえた取り組みを進める必要があります。

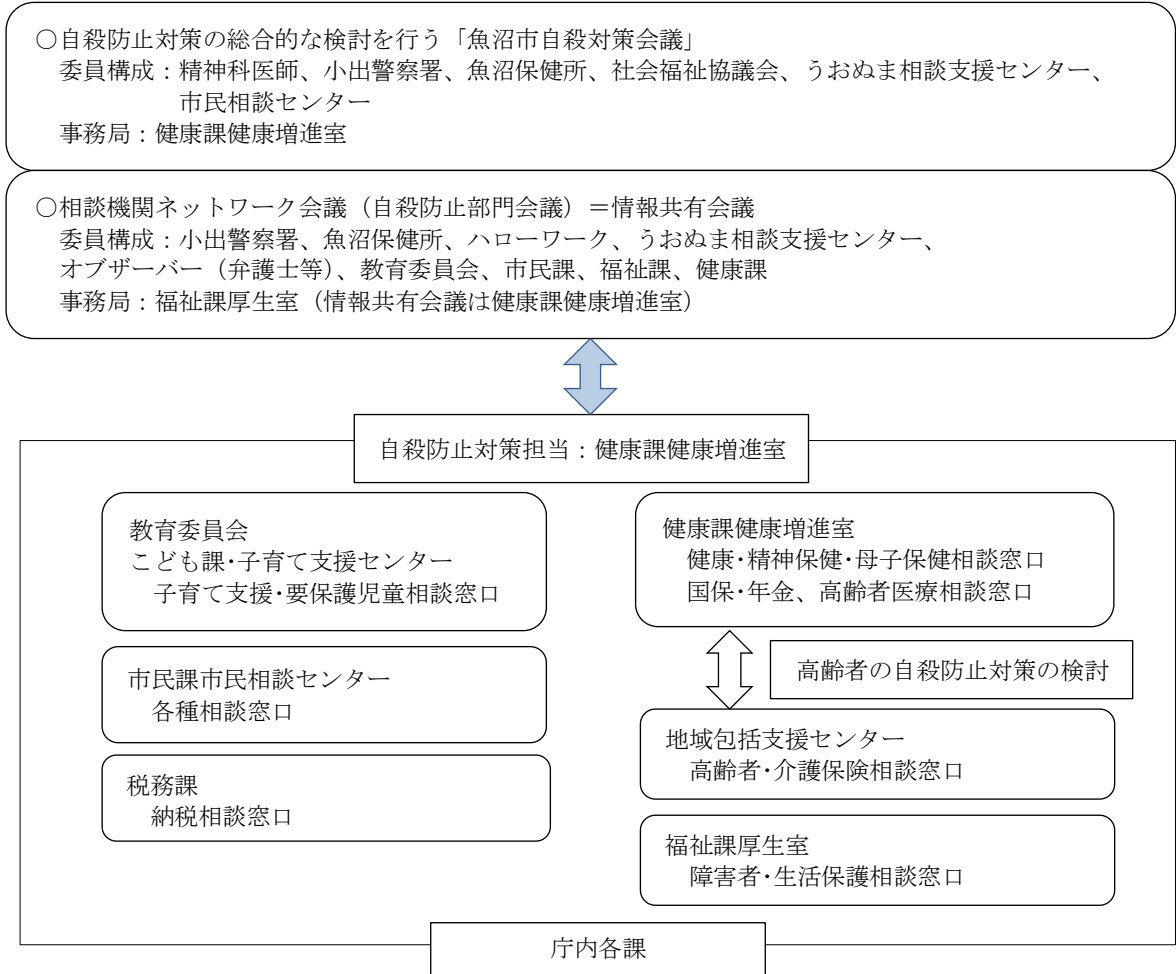
また、自殺者数の多い性・年代があることから、性・年代別の対策を進める必要があります。

さらに、自殺の危険性が高いうつ状態にある人の、早期発見・早期受診を図るための対策をさらに重視して進める必要があります。

6 取組の方向性（自殺総合対策大綱を踏まえて）

- 1) 自殺の実態の把握および分析を進め、自殺対策に反映します。
- 2) 市民の自殺対策の重要性に対する理解と関心が深まるよう、普及啓発を進めます。
- 3) 自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を図る役割を担う人材を育成します。
- 4) 心の健康づくりを進めます。
- 5) うつ病の早期発見と早期対応につなげるための取組を進めます。
- 6) 自殺のハイリスク者に対し適切な支援を行います。
- 7) 様々な社会的要因に対する相談支援体制を充実すると共に、様々な分野の関係者との連携を強化します。
- 8) 遺族は心の不調をきたしやすいことから、遺された人へのこころのケアを進めます。

7 自殺防止対策に向けての組織体制



参考資料：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、平成 26 年度版自殺対策白書、平成 26 年度第 1 回「新潟県自殺予防対策推進県民会議」資料

6 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成29年8月～12月	高齢者との座談会	
平成29年11月13日 ～11月30日	介護・高齢者支援事業所への 自殺に関する状況調査	
平成29年12月1日 ～12月15日	魚沼市民の自殺に関する 意識調査	
平成30年5月1日	第1回 魚沼市いのちを支える 自殺対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状について ・自殺対策計画策定について ・「生きることの包括的な支援調査」結果報告
平成30年6月4日	福祉文教委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状と自殺対策計画策定について
平成30年6月15日	第1回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画策定について ・自殺の現状とこれまでの取組について ・自殺対策計画の構成等
平成30年7月13日	第2回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状と課題について ・自殺対策の重点施策について
平成30年8月7日	第1回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要とスケジュール ・自殺対策計画の構成等
平成30年9月6日	第3回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策関連事業について
平成30年9月27日	第2回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策関連事業について ・施策の評価指標について ・地域連携について
平成30年10月31日	第1回 魚沼市いのちを支える 自殺対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺の現状と課題 ・自殺対策計画策定と進捗状況
平成30年11月13日	第4回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
平成30年11月21日	第2回 魚沼市いのちを支える 自殺対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
平成30年12月3日	第3回 魚沼市いのちを支える 自殺対策計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
平成30年12月12日	福祉文教委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
平成30年12月19日 ～平成31年1月18日	パブリックコメントの実施	
平成31年2月26日	第3回 魚沼市いのちを支える 自殺対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について ・今年度の自殺の状況と来年度の取組について
平成31年2月27日	第2回 魚沼市いのちを支える 自殺対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案について ・今年度の自殺の状況と来年度の取組について

7 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対

策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

8 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議設置要綱（平成30年4月12日告示第85号）

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の第13条の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、自殺対策を包括的に推進し、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関との連携と協力に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた市民の中から市長が選考した者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第7条 推進会議は、総合的な自殺対策等の方途及び実践に必要な事項について審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、健康課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

9 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会設置要綱（平成30年4月12日告示第86号）

（設置）

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づく自殺対策計画を策定するにあたり、魚沼市の自殺対策を総合的に推進し自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療関係団体に所属する者
- (2) 事業所及び民間団体に所属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた市民の中から市長が選考した者

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

10 魚沼市いのちを支える自殺対策推進会議委員名簿

(任期：平成30年10月31日～平成32年3月31日)

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	学識経験を有する者	平澤 則子	
医療関係	小千谷市魚沼市医師会	本田 建一	会長
〃	新潟県看護協会うおぬま支部	井口 峰子	
〃	魚沼薬剤師会魚沼支部	宮 正侅	
司法関係	新潟県弁護士会	渡邊 真一郎	
労働関係	小出労働基準監督署	井本 守昭	
〃	魚沼市商工会連絡協議会	青木 進	
教育関係	魚沼市小中学校校長会	佐藤 孝子	
〃	魚沼市PTA連絡協議会	志田 孝太	
福祉関係	魚沼市民生委員児童委員協議会	渡部 誠一	
〃	魚沼市社会福祉協議会	佐藤 直樹	
行政機関	新潟県小出警察署	門間 宏幸	
〃	中越地域いのちとこころの支援センター	小林 詠里子	
〃	魚沼地域振興局健康福祉部	高橋 則夫	副会長
市民	公募委員	酒井 昭平	
魚沼市	市民課	戸田 千穂子	
〃	福祉課	小島 勉	
〃	消防本部	佐藤 哲明	
〃	教育委員会	風間 松司	

【事務局】

健康課	課長	金澤 真	
健康課	健康増進室長	山田 順子	
〃	保健班係長	高橋 千鳥	
〃	保健師	鈴木 裕子	
〃	保健師	八木 久美	
魚沼地域振興局	健康福祉部地域保健課課長代理	山田 秀子	オブザーバー
〃	健康福祉部地域保健課主任	小熊 智美	〃

11 魚沼市いのちを支える自殺対策計画策定委員会委員名簿

(任期：平成30年8月7日～平成31年3月31日)

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
医療関係	小千谷市魚沼市医師会	本田 建一	会長
〃	新潟県看護協会うおぬま支部	井口 峰子	
〃	病院医療相談員	桜井 淳子	
司法関係	新潟県弁護士会	渡邊 真一郎	
労働関係	魚沼市商工会連絡協議会	青木 進	
教育関係	魚沼市学校保健会養護教員部会	行方 美幸	
福祉関係	魚沼市民生委員児童委員協議会	渡部 誠一	
〃	魚沼市社会福祉協議会	佐藤 直樹	
〃	魚沼市居宅介護支援区分会議	浅井 八代江	
行政機関	中越地域いのちとこころの支援センター	小林 詠里子	
〃	魚沼地域振興局健康福祉部	八子 円	副会長
市民	公募委員	酒井 昭平	

【事務局】

健康課	課長	金澤 真	
健康課	健康増進室長	山田 順子	
〃	保健班係長	高橋 千鳥	
〃	保健師	鈴木 裕子	
〃	保健師	八木 久美	
魚沼地域振興局	健康福祉部地域保健課課長代理	山田 秀子	オブザーバー
〃	健康福祉部地域保健課主任	小熊 智美	〃

魚沼市いのちを支える自殺対策計画
策定 平成 31 年 3 月

<照会先>

魚沼市健康課健康増進室

〒946-8511 新潟県魚沼市大沢 213 番地 1

電話 025-792-9763 / FAX 025-792-7600